

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月30日

【計算期間】 第1期（自 平成23年10月13日 至 平成24年5月31日）

【ファンド名】 メロン・オフショア・ファンズー
日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド
(Mellon Offshore Funds -
Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid - Small Cap Equity Fund)

【発行者名】 BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ドニ・シャムサディン
(Doni Shamsuddin, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島, KY1-9002, グランド・ケイマン, ジョージ・タウン,
メアリー・ストリート87, ウォーカー・ハウス,
インタートラスト・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付
(c/o Intertrust Corporate Services Limited,
Walker House, 87 Mary Street, George Town,
Grand Cayman, KY1-9002, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注1）メロン・オフショア・ファンズー日興BNYメロン新興国中小型株式ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注3）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもあります。）とは6月1日に始まり翌年5月31日に終了する1年を指します。ただし、第1会計年度は、平成23年10月13日（ファンドに係る補足信託証書締結日）から平成24年5月31日までの期間を指します。なお、ファンドの運用開始日は平成23年11月29日です。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

メロン・オフショア・ファンズ ― 日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指します。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできません。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成されます。

ファンドにおける信託金の限度額は、定められていません。

シリーズ・トラストは円建てです。円貨で受領した申込金額は米ドルに転換され、副投資運用会社は投資ポートフォリオを米ドルで運用します（この意味による米ドルを、以下「基準通貨」ということがあります。）。また、ファンドの受益証券は、円貨により表示されます（この意味による円貨を、以下「表示通貨」ということがあります。）。ただし、副投資運用会社は米ドル建以外の証券に投資することもできます。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された信託証書により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。

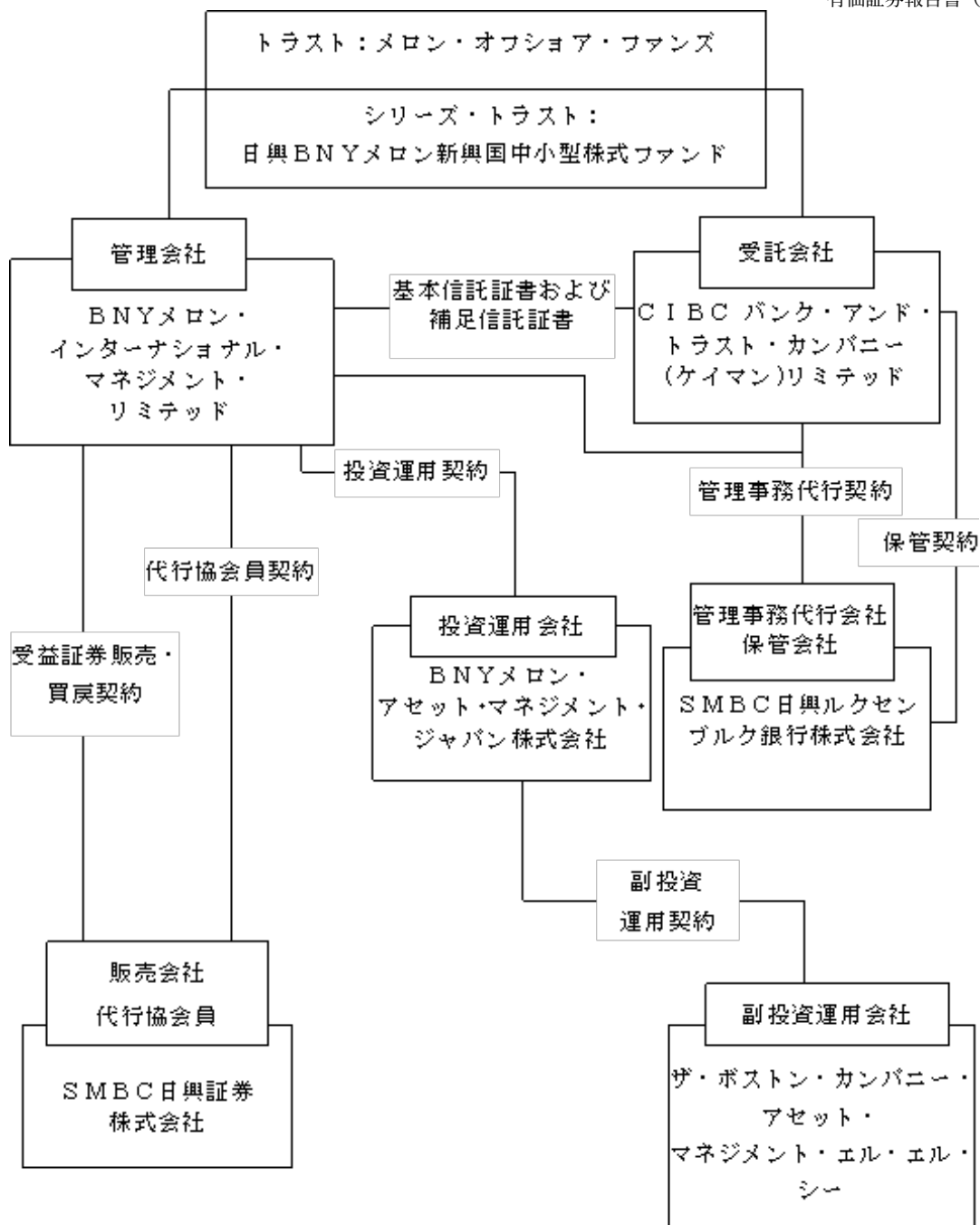
ファンドの投資目的は、主に新興国市場の証券取引所に上場されているか、または新興国市場に登録されている中小型株式に投資することを通じて長期的な資産の増加の追求を目指すことです。ただし、副投資運用会社は、新興国市場以外の証券取引所に上場されている証券または新興国以外の市場に登録されている証券にも投資を行うことができます。

（2）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	基本信託証書を変更する補足信託証書締結
2011年10月13日	ファンドに係る補足信託証書締結
2011年11月7日	日本におけるファンドの募集開始
2011年11月29日	運用開始（当初払込日、設定日）

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	2003年10月14日付で基本信託証書（その後の変更を含みます。）および2011年10月13日付でファンドに係る補足信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	2003年10月14日付で基本信託証書（その後の変更を含みます。）および2011年10月13日付でファンドに係る補足信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2011年10月18日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することにより管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2011年10月18日に受託会社との間で、2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することにより保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2011年10月13日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー	副投資運用会社	2011年10月18日に投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
SMBC日興証券株式会社	代行協会員 販売会社	2011年10月20日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結し、2011年10月21日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注4）副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

（i）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

（ii）事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含みます。

（iii）資本金の額

2012年9月末日現在の資本金の額は、246,310円（注）で、全額払込済です。

管理会社の授權株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数

は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2012年6月末日現在、約33億5,344万円です。

定款およびケイマン諸島会社法（2012年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がありません。

（注）管理会社については、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更されています。

（iv）会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

（v）大株主の状況

（2012年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 15258-0001 ペンシルバニア州、ピッツバーグ、 ワン・メロン・バンク・センター	2,000株 (注)	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された信託証書（以下「**基本信託証書**」といいます。その後の変更を含みます。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストです。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されています。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行されます。受託会社および管理会社は、基本信託証書（その後の変更を含みます。）および2011年10月13日にファンドに関して受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（以下「**補足信託証書**」といいます。）に基づきファンドをシリーズ・トラストとして設定および設立しています。

基本信託証書および補足信託証書はケイマン諸島法に準拠します。ファンドの受益証券の保有者（以下「**受益者**」といいます。）は基本信託証書およびその補足信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされます。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「**信託法**」といいます。）が適用されます。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および

責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託としてケイマン諸島に登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

③ 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）（以下「**ジャパン・レギュレーション**」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを新たに定めたものです。

ケイマン諸島金融庁（以下「**CIMA**」といいます。）が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、**CIMA**が適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、**ジャパン・レギュレーション**に従って事業を行わなければなりません。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資者に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には、**ジャパン・レギュレーション**に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（a）**CIMA**への開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならない、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、**ジャパン・レギュレーション**に規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けもしくは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすために必要なその他の情報が網羅されていなければなりません。目論見書は**CIMA**に提出されなければなりません。

トラストは、**CIMA**の承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内または**CIMA**が許可する延長期間内に**CIMA**に提出しなければなりません。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、**CIMA**に直ちにその旨および理由を書面で通知します。

- ・ その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・ 投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・ 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図し

ている場合。

- ・ 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2011年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければなりません。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければなりません。CIMAは当該期間の延長を許可することができます。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負いません。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（i）受託会社に書面で報告し、（ii）その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をCIMAに提出しなければなりません。さらに、その書面または相当の概要が受託会社の次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合には、その半期または定期報告書に含まれなければなりません。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（b）トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をCIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならず、当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まれなければなりません。

- （a）トラストの名称（過去の名称を含みます。）
- （b）投資者により保有される各証券の純資産総額
- （c）前回の報告期間からの純資産総額および各証券の変更比率
- （d）純資産総額
- （e）関連する報告期間における新規申込の口数および価額
- （f）関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、（a）受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）トラストが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出するか、またはこれを指示しなければなりません。

管理事務代行会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除く。）に通知しなければなりません。

保管会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除きます。）に通知しなければなりません。

管理会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者および

サービス提供者（保管会社を除きます。）に通知しなければなりません。

（b）受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付されます。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付されます。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができます。

② 日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「**金融商品取引法**」といいます。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを開覧することができます。

販売会社は、**交付目論見書**（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、**請求目論見書**（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「**投信法**」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更等の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を日本の知れている受益者に書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

直近の受益証券の1口当たり純資産価格（通常、1万口当たりで表示されます。）は、請求により、販売会社の営業所で無料で入手することができます。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければ

なりません。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもあります。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、主に新興国市場の証券取引所に上場されているか、または新興国市場に登録されている中小型株式に投資することを通じて長期的な資産の増加の追求を目指すことです。ただし、副投資運用会社は、新興国市場以外の証券取引所に上場されている証券または新興国以外の市場に登録されている証券にも投資を行うことができます。

2012年11月現在、小型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル未満の会社の株式を、中型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル以上80億米ドル未満の会社の株式を意味します。ただし、時価総額が小さい会社および／または時価総額が中規模の会社の定義は、副投資運用会社の裁量により、今後管理会社の承認を得た上で調整される可能性があります。副投資運用会社は、時価総額が80億米ドル以上の会社の株式にも投資を行うことができます。

ファンドの投資ポートフォリオの基準通貨は米ドルです。ただし、副投資運用会社は米ドル建以外の証券に投資することもできます。米ドルと、米ドル建以外の資産の為替変動エクスポージャーを低減するために為替ヘッジ取引を行うことは予定されていません。

管理会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、現金および現金同等物、新株引受権、新株予約権に投資を行うことができます。また、管理会社および／またはその委託先は、Pノート、上場先物、店頭先物取引、オプション、先渡し取引、スワップおよびその他の派生商品を含みますが、これらに限られないデリバティブ取引を行うことができます。

副投資運用会社は、ファンドの勘定で、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集团的投資スキームを含む他の集团的投資スキームへの投資を通じて上記のいずれかの資産クラスのエクスポージャーを得ることができます。

投資者は、4つの異なるクラス受益証券を円貨で購入することができます。クラス受益証券に関して為替ヘッジ取引は行われません。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができます。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンドの特徴



● 今後高い成長が期待される新興国の中小型株式を主な投資対象とし、割安度を重視したアクティブ運用を行い信託財産の長期的な成長を目指します。

■ 日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド（以下、ファンドといいます）では、新興国株式のうち、相対的に時価総額の小さい中小型株式を中心に投資を行います。また、新興国では、中間所得層の台頭に伴い、各国の発展段階に応じて消費や支出の性向が変化しつつあります。ファンドでは、これらの変化によって恩恵を受けると期待される銘柄等に投資を行います。

■ ファンドの銘柄選定にあたっては、割安度を重視し、積極的に信託財産の成長を目指した運用を行います。

● 実績分配型、資産形成型の2つのコースからお選びいただけます。

■ 「実績分配型」と「資産形成型」の2種類をご用意しており、お客様の運用ニーズに合わせて、お選びいただけます。

■ 「実績分配型」と「資産形成型」には、各々クラスA受益証券とクラスB受益証券があり、各クラス間でスイッチングが可能です。スイッチング手数料はかかりません。

注：クラスA受益証券とクラスB受益証券は手数料に相違があります。

● 新興国株式への投資にあたっては、原則として、為替ヘッジは行わず、新興国通貨の上昇を享受することを目指します。

■ 主に現地通貨建の株式に投資を行います。預託証券(DR)など先進国通貨建の有価証券にも投資を行う場合があります。

● ファンドの実質的な運用の権限はBNYメロン・グループ傘下の運用会社であるザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー（以下、ボストン・カンパニー）に委託します。

■ ボストン・カンパニーは株式専門運用会社です。同社は新興国株式運用で長期の運用実績を有する経験豊富なポートフォリオ・マネジャーが揃っています。

（2）【投資対象】

前記「（1）投資方針」をご参照ください。

（3）【運用体制】

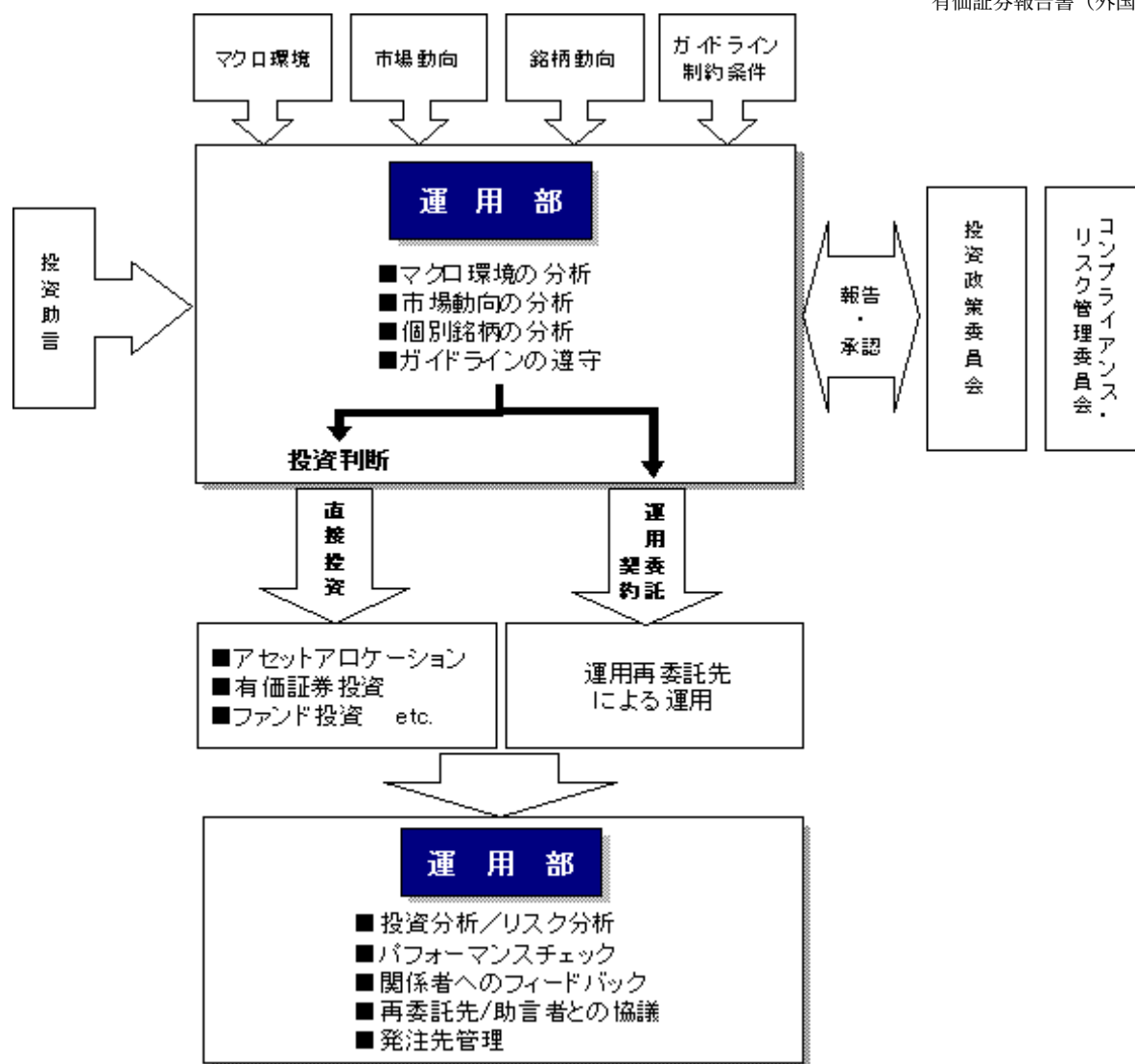
① 投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資に関する運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託しています。

投資運用会社における運用体制

＜BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の運用体制図＞



運用部

- (a) 運用部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。
- (b) 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- (c) 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確実に行われていることを確認します。
- (d) 外部からの投資助言内容を精査し、実際にこれに沿った投資を行うか否かの判断は、あくまで運用部が独自に決定します。
- (e) 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- (f) 運用部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、投資助言者・運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施します。
- (g) 投資助言者・運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的の実施します。

投資政策委員会

原則毎月2回開催し、運用計画案の審議、運用実績の評価、法令および内部規則の遵守状況の確認等を行います。

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が設定する投資信託または同社が運用会社ないし運用再委託を受けている投資信託に関する運用計画のほか、投資顧問、投資一任口座における運用計画、発注先の評価（3か月毎）に関する決議を行います。また、運用実績および投資行動の報告や、運用ガイドライン違反、事務過誤、顧客クレームなど問題発生の有無、売買発注に際しての最良執行方針の遵守状況および発注計画と発注実績の状況（3か月毎）に関する報告を行います。

② 副投資運用会社

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を、ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーに委託しています。

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されています。



BNYメロン・グループ傘下の株式運用専門会社「ボストン・カンパニー」

BNYメロン・グループは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた世界最大級の総合金融会社で、傘下に多様なブティック型の運用専門会社を擁しています。

ボストン・カンパニーは、1970年に米国で最も歴史ある金融機関のひとつである「Boston Safe Deposit & Trust Company」によりボストンで設立され、その後、1993年にBNYメロン・グループの傘下の運用会社となりました。



米国有数の経験と規模を持つ、アクティブ株式運用のスペシャリスト

ボストン・カンパニーは、米国有数の経験と規模を持つ、株式運用専門会社で、ファンダメンタルズに基づくアクティブ株式運用を中心にを行っています。

- ▶ 預かり資産残高 約397億米ドル(約3兆円、1米ドル79.31円で換算*)
*2012年6月末時点
- ▶ 運用チーム 17名のリサーチおよびポートフォリオマネージャー
(他に7名のトレーディングチームによるサポート)
- ▶ 新興国株式バリュー戦略は、1995年7月1日から運用開始



運用プロセス

- ▶ 運用チームは、約4,700銘柄の投資対象銘柄の中から、相対的な割安度が高い銘柄群を抽出します。
- ▶ 次のステップとして、企業訪問や財務分析による徹底したボトムアップ・アプローチに基づき、最終的な投資銘柄を選定していきます。
- ▶ 一貫した運用プロセスを維持しており、ファンダメンタルズが強固で事業の伸びの見込まれるバリュー（割安）株式に投資することが株式市場を上回る運用実績を生み出すと考えています。



(4) 【分配方針】

受託会社または委託先は、管理会社の指示により、各分配期間（以下「**現分配期間**」といいます。）において管理会社が決定した金額を該当するクラスの受益証券の各受益者に分配します。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定し、関連する受益証券のクラスに帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配金の額は定期的に見直されます。現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日の時点で受益者名簿に登録されている受益者に対して分配が行われます。分配金は、1円未満は端数を切り捨てて支払いが行われます。

資産形成型クラス受益証券に関する分配については（もしあれば）、年単位で行われます。資産形成型クラス受益証券の分配基準日は、毎年5月15日または当該日が営業日（注）ではない場合には翌営業日です。資産形成型クラス受益証券の分配は、資産形成型クラス受益証券の分配基準日の後4営業日または管理会社が適宜決定するその他の日（以下、資産形成型クラス受益証券の分配に関連して「**分配日**」といいます。）において行われ、日本の投資者に対する分配金の支払いは、通常、分配日から日本における2営業日後に、販売会社を通じて行われます。

実績分配型クラス受益証券に関する分配については（もしあれば）、毎月単位で行われます。実績分配型クラス受益証券の分配基準日は、毎月15日または当該日が営業日ではない場合には、翌営業日です。実績分配型クラス受益証券の分配は、実績分配型クラス受益証券の分配基準日の後4営業日または管理会社が適宜決定するその他の日（以下、実績分配型クラス受益証券の分配に関連して「**分配日**」といいます。）において行われ、日本の投資者に対する分配金の支払いは、通常、分配日から日本における2営業日後に、販売会社を通じて行われます。

投資者は、ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点、または各クラス受益証券について分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。資産形成型クラスA受益証券および／または資産形成型クラスB受益証券に関する年次の分配額は、同じ時期に支払われた実績分配型クラスA受益証券および／または実績分配型クラスB受益証券に関する毎月の分配額の総額を上回ることもあれば下回ることも

あります。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注）「営業日」又は「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。



分配金に関するご留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

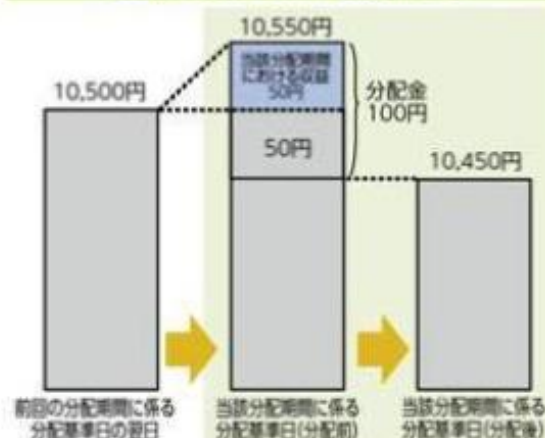


※分配金に対する課税については、本書の「手続・手数料等」の「ファンドの費用-税金」をご参照下さい。

- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合

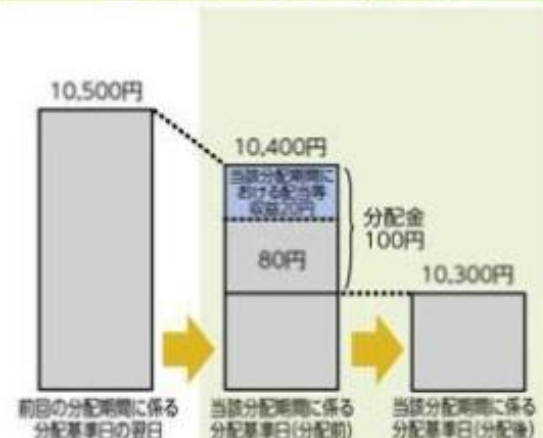


(注) 当該分配期間に生じた収益以外から50円を取り崩す

※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から80円を取り崩す

(5) 【投資制限】

投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して次の投資制限に服します。

- 証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有する当該投資対象の総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資対象を取得してはなりません。

- (b) ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社または副投資運用会社が運用を行うすべての投資信託が保有する当該会社の株式総数が当該会社の全発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、その会社の株式を取得してはなりません。
- (c) ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、その会社の株式を取得してはなりません。
- (d) ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドおよび管理会社または投資運用会社または副投資運用会社が運用を行う外国投資信託受益証券が保有する当該会社の議決権総数が当該会社の議決権総数の50%を超えることとなる場合、その会社の株式を取得してはなりません。この制限は他の投資信託への投資には適用されません。上記の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
- (e) ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資してはなりません。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替されます。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。上記の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
- (f) ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行ってはなりません。
- (g) ファンドの資産価値の50%超が、(i) 金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」（同法第2条第2項により有価証券とみなされる同号に掲げられた権利を除きます。）の定義に該当しない資産、または(ii) 「有価証券」に関連する「デリバティブ」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドはかかる投資対象を取得または追加取得してはなりません。
- (h) 管理会社または第三者の利益を図る目的で行う取引で、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害することになる取引を行ってはなりません。
- (i) 自己またはその取締役と取引を行ってはなりません。
- (j) 管理会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはなりません。
- (k) 下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

上記の投資制限に適用される法律または規則が変更またはその他の方法で差し替えられる場合でかつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更することができると、受託会社と協議した上で管理会社が判断する場合、管理会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除について21日前までに受益者に通知が付与されることを条件とします。）、上記のいずれかの投資制限を適宜、変更または削除する権利を有するものとします。

上記の制限に加えて、管理会社、投資運用会社および副運用会社は、ファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ってはなりません。

借入制限

ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、借入総額は純資産総額の10%を超えないことを条件とします（合併、統合等の場合のような特別な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することはできるものとします。）。

3【投資リスク】

① リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできません。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができます。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性があります。従って、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるかを慎重に検討する必要があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。

ファンドに投資するリスクは、以下を含みます。

時価総額リスク

ファンドは、時価総額が中小規模の企業の株式、またはかかる株式に関連する金融商品に投資を行います。かかる株式または金融商品は、大企業の株式に比べて市場が限定的な場合があり、かかる株式または金融商品への投資は、大企業の株式またはこれに関連する金融商品への投資に比べて大きなリスクおよび変動性を伴う場合があります。したがって、時価総額が大きく、大規模な取引市場を有する会社の株式に比べ、時価総額が中小規模の企業の株式を有利な時期に、または大幅な価格の下落なくして売却することがより困難となる場合があります。

時価総額が小さい会社は、発展の初期段階にあり、より大きな事業リスクにさらされ、かつ製品構成および財務資源が限定されており、評価が確立した企業に比べて経営が未熟である可能性があります。さらに、これらの会社は、同じ業界の大企業との競争に耐えるのが困難である可能性があります。

時価総額が小さい会社の株式は、取引量が少ない（したがって、実勢価格を下回る価格で売却せざるを得ないか、または長期間にわたって小口で売却せざるを得ない）可能性があり、投資アナリストから調査されることが少なく、また価格変動の幅が大きいため、時価総額が大きい企業の株式への投資に比べて、損失の機会が発生する可能性が高くなります。中小企業の株式は、一般的に、厳しい経済報告等の不利な市場要因の影響を受けやすくなります。小型株の取引コストは、大型株の取引コストに比べて高くなる可能性があります。

新興国市場のリスク

管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で、新興国市場へ投資を行うことができます。新興国市場への投資には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきです。それらのリスクには、（a）接収、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性、不安または不確実性のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格および／または市場の変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限、および投資元本の本国送金への制限など、投資機会が制限される場合があること、（d）開示、コーポレート・ガバナンス、監査および財務報告書の水準が低いこと、ならびに（e）民間資本による投資または外国資本による投資、私有財産、信託関係および投資者保護に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれます。

株式価格の変動性

株式の価格は大きく変動することがあります。証券の価格変動は予測することが困難であり、とりわけ、投機、需給関係の変化、政府の貿易、財政、金融および為替管理に関するプログラムおよび政策、国内外の政治経済の事象、気候、金利の変動ならびに市場固有の変動に影響を受けます。さらに、政府は随時、直接的に、規制により特定の市場に介入することができます。かかる市場介入はしばしば価格に直接影響を及ぼすことが意図されており、これによりこれらの市場が急速に変動することがあります。

集団投資スキーム

管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で、集団投資スキームに投資を行うことができます。集団投資スキームの運用者が採用する戦略または当該集団投資スキームの特徴は随時変更されることがあり、かかる集団投資スキームへの投資のリターンまたは投資条件に悪影響を与える場合があります。管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの勘定で投資する集団投資スキームのパフォーマンスが芳しくないリスク、または管理会社、投資運用会社および／もしくは副投資運用会社が期待するパフォーマンスが得られないリスクがあります。

保管リスク

ファンドの勘定で、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資が行われる場合があります。かかる市場で取引され、かつ、副保管会社に委託されたファンドの資産は、当該副保管会社の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果としての、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律／財務に関する適切な制度の不存在、および振替決済制度の補償／賠償基金の不存在が含まれますがこれらに限られません。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国資本による投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国々における法規制の変更などの不確実性によって影響を受ける可能性があります。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場で一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われない可能性があります。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドの勘定で適時に投資対象を売却する管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社の能力に関係します。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがあります。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることも清算することもできません。それと同様の事態が生じた場合、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算することができない場合があります。ファンドが多額の損失を被ることがあります。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定する命令を下す可能性があります。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生します。現時点においては店頭取引のための規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのは先物ディーラーのみです。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、

かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための市場を規制するルールが、発行体に適用されません。

為替リスク

管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で、米ドル以外の通貨を参照して価格が決定される、米ドル建以外の証券および他の金融商品に投資することができます。ただし、投資ポートフォリオの基準通貨は米ドルです。かかる為替リスクを軽減するための通貨取引は行わないものとし、従って、ファンドの投資対象の価値は、様々な現地市場における現地通貨建てのファンドの投資対象の価格変動に加え、米ドルの為替相場によっても変動します。従って、ファンドが投資を行う他の通貨に対する米ドルの価値の上昇は、現地市場におけるファンドの投資対象の価格につき、値上がりの効果を低減させ、値下がりの影響を拡大します。反対に、米ドルの価値の下落は、ファンドの米ドル建以外の投資対象の価値につき値上がりの効果を拡大し、値下がり効果を低下させるという逆の影響を与えます。

クラスA受益証券およびクラスB受益証券は、円建てであり、受益証券1口当たり純資産価格は円貨で表記されます。クラスA受益証券およびクラスB受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、米ドル（投資ポートフォリオの基準通貨）と円貨の間の為替レートの変動に影響されます。クラスA受益証券およびクラスB受益証券に関連して為替ヘッジ取引は行われません。

派生商品

管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、投資目的のために行われる派生商品取引を通じて、ファンドのために様々なポートフォリオ戦略を実行することができます。管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々な派生商品取引（先物、オプションおよびスワップを含みますがこれらに限られません。）について適切なポジションをとることができます。

派生商品には、価値が一または複数の原証券、金融ベンチマーク、通貨または金融指数にリンクした商品および契約が含まれます。派生商品によって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマーク、通貨または金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができます。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大幅に依存しています。従って、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合派生商品取引にも当てはまります。その他にも派生商品取引には数多くのリスクがあります。一例として、先物取引を含む派生商品では取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがあります。さらに、管理会社、投資運用会社および／またはそれぞれの委託先がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていません。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追証が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがあります。ファンドの資産価値が急落した場合、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性があります。

加えて、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で先物契約、店頭外国為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができます。このような空売りは、ファンドを追加的なリスクにさらす可能性があります。

先物取引

先物取引は、流動性に欠ける場合があります。特定の為替制度の下では、一日の取引の価格変動幅の限度を超える価格での先物取引を行うことができない場合があります。この場合、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は不利なポジションを早期に清算することができなくなり、ファンドに相当程度の損失が生じる可能性があります。法域によっては、為替制度および規制当局が個人または集団が保有またはコントロールする多くの先物ポジションに対して投機ポジションの制限を課すことがあります。投機ポジション制限を遵守するため、ファンドの先物ポジションを管理会社、投資運用会社またはそれぞれの委託先が保有またはコントロールする先物ポジションと統合しなければならなくなる可能性があります。この結果、管理会社、投資運用会社および／またはそれぞれの委託先は特定の先物取引において先物ポジションを取ることができなくなったり、ファンドの勘定で特定の先物ポジションを清算しなければならなくなったりすることがあります。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるペースよりも早くファンドの投資対象を清算せざるを得なくなる可能性があります。かかる清算により、ファンドが投資対象から得る金額が、通常の市場取引で得られる金額を下回ることがあります。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な根拠をもって主張されるものとは限りません。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなります。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有しないことがあります。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が一もしくは複数の取引相手と取引を行う能力、およびかかる取引相手の財政的能力について有意かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、非上場派生商品に関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合があります。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所において派生商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護が、かかる非上場派生商品の取引には与えられないことによります。非上場派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性があります。

最近、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっています。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっています。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、リサーチまたはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払うことができます。

決済ブローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の清算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

経済状況

その他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含みます。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況は、いずれも管理会社、投資運用会社または副投資運用会社の支配が及びません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する管理会社、投資運用会社および副投資運用会社の能力が損なわれ、ファンドが、損失のリスクにさらされることがあります。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行います。一般論として、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられません。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされます。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになります。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。こうしたリスクを軽減するため、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手だけに限定する予定です。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の適時的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。証券および派生商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

分配

投資者は、ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点、または各クラス受益証券について分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。資産形成型クラスA受益証券および／または資産形成型クラスB受益証券に関する年次の分配額は、同じ時期に支払われた実績分配型クラスA受益証券および／または実績分配型クラスB受益証券に関する毎月の分配額の総額を上回ることもあれば下回ることもあります。

クラス間債務

受益証券は、異なるクラスで発行されます。基本信託証書は、ファンドの債務が複数の受益証券のクラスに帰属する態様について規定しています（債務は、当該債務が発生した際に関連する特定の受益証券のクラスに帰属します。）。しかしながら、ファンドが単独の信託として構成されていることから、他の受益証券のクラスに帰属する資産が債務の履行に不十分な場合、あるクラス受益証券の受益者は、自らの保有するクラス受益証券ではない、当該他のクラスの受益証券に関して発生した債務の負担を強制される可能性があります。したがって、いずれかの受益証券のクラスに帰属する債務は、当該クラス受益証券による負担に限定されない場合があります、一または複数の受益証券のクラスに帰属する資産から支払いを行う必要性が生じることがあります。

② リスクに対する管理体制

リスク管理については、副投資運用会社において、運用部門が十分にリスクを考慮して投資判断を行っています。ガイドラインやリスク・コントロールの範囲を逸脱したトレードが起こらないよう、コンプライアンス部門が運用部門から独立した立場でトレードのチェックを行っています。また、コンプライアンス部門で定期的に運用プロセスの確認を行います。さらに、シニア・マネジメントが運営する定期的なレビューを通じて運用上のあらゆる規制の遵守状況を監視しています。このような副投資運用会社におけるリスク管理とは別に、投資運用会社でも日々のモニタリングを行うほか、副投資運用会社のリスク管理が適切に行われているか、定期的にモニターを行います。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

クラスA受益証券については、発行価格に対して上限1.0%（税抜）による申込手数料が加算されます。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されません。ただし、クラスB受益証券については、後述の条件付後払申込手数料が発生します。

② 日本国内における申込手数料

クラスA受益証券については、発行価格に対して次の料率による申込手数料が加算されます。

5億口以上10億口未満	1.05%（税抜1.00%）
10億口以上	0.7875%（税抜0.75%）

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されません。ただし、クラスB受益証券については、後述の条件付後払申込手数料が発生します。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券について、申込時の発行価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（「CDSC」ともいいます。）が請求され、管理会社に支払われます。

受益証券の購入後の経過年数

条件付後払申込手数料（CDSC）

1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

② 日本国内における買戻手数料

クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券について、申込時の発行価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（C D S C）が課されます。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

（※）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含みます。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含みます。）までの期間をいいます。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2012年12月1日であり国内における買戻約定日が2015年11月30日であった場合、当該買戻しについては3.25%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2012年12月1日であり国内における買戻約定日が2015年12月1日であった場合、当該買戻しについては2.50%の条件付後払申込手数料が課せられます。

- （注1）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定されます。
- （注2）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされます。
- （注3）クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。
- （注4）条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う販売会社を通じて精算されます。
- （注5）信託証書の規定に基づき管理会社が受益者決議により解任された場合、およびファンド決議によりファンドが終了する場合についても、管理会社がその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのクラスB受益証券（管理会社の解任又はファンドの終了について反対した受益者が保有するものを含みます。）について買戻しが行われたものとみなされて、条件付後払申込手数料（C D S C）が課されます。なお、管理会社が解任され、後任の管理会社が選任されてファンドが存続する場合については、以後、クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買戻しが行われた場合であっても、C D S Cは課せられません。

（3）【管理報酬等】

（a）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、四半期毎に後払いされます。

（b）管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率1.05パーセントの管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.72パーセントの販売管理報酬^{（注）}を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および

職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払います。投資運用会社は、副投資運用会社、およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負います。

（注）管理会社が解任され、後任の管理会社が選任されてファンドが存続する場合において、クラスB受益証券にC D S Cが課された場合には、販売管理報酬は以後発生しません。

（c）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。

（d）保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いされます。

（e）販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から以下の比率の報酬を受領する権利を有します。いずれの場合においても、報酬は各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。

① クラスA受益証券については、クラスA受益証券に帰属する純資産総額の年率0.70パーセント

② クラスB受益証券については、クラスB受益証券に帰属する純資産総額の年率0.45パーセント

（f）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされます。

（4）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（a）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（b）（i）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ii）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（iii）副保管会社の報酬および費用、（iv）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、（v）借入利息、（vi）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（vii）保険料（もしあれば）、（viii）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ix）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての原価および費用を負担します。当該原価および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該原価および費用を負担します。

ファンドの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用は、要求される目論見書または説明書類の作成および印刷に係る経費および費用を含め、約170,000米ドルとなる見込みです。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間以内に償却されます。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

（A）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となります。）。この場合支払調書は提出されません。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合（受益者の請求による転換の場合および7年経過によるクラスB受益証券をクラスA受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り。）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

（6）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなります。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III ファンドは、本書の日付現在では、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（B）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領しています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2011年11月29日（運用開始日および設定日）から運用を開始しました。

（1）【投資状況】

（資産別および地域別の投資状況）

本表は、ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の資産を合計して表示したものです。

（2012年9月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名 (発行地)	時 価 合 計 (円)	投 資 比 率 (%)
株式	韓国	4,538,657,645	17.20
	台湾	4,531,941,979	17.17
	香港	2,547,531,121	9.65
	ブラジル	2,248,194,962	8.52
	中国	1,956,926,655	7.42
	マレーシア	1,101,860,216	4.18
	メキシコ	789,630,036	2.99
	南アフリカ	708,639,441	2.69
	トルコ	658,345,553	2.49
	アラブ首長国連邦	624,338,013	2.37

	タイ	586,610,839	2.22
	インドネシア	556,955,997	2.11
	ロシア	231,882,233	0.88
	ガーンジー島	138,394,579	0.52
	イギリス	115,005,242	0.44
	ポーランド	75,037,400	0.28
預託証券	インド	1,191,834,681	4.52
	キプロス	575,528,069	2.18
	トルコ	415,466,283	1.57
	ブラジル	362,060,159	1.37
	ロシア	221,433,880	0.84
	中国	210,429,676	0.80
	バミューダ諸島	158,444,340	0.60
新株予約権	インド	1,274,424,789	4.83
小 計		25,819,573,788	97.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		569,039,418	2.16
合 計 （純 資 産 総 額）		26,388,613,206	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄 （2012年9月末日現在）

<株式>

順位	銘柄名	国名 (発行地)	種類	数量 (口数または 株数)	取得価額 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	NOVATEK MICROELECTRONICS CO	台湾	電子工学・電子	2,977,000	225.00	669,827,597	280.58	835,276,071	3.17
2	DRAGON OIL PLC - GBP	アラブ 首長国連邦	石油	800,480	660.01	528,326,466	779.95	624,338,013	2.37
3	HITE JINRO CO LTD	韓国	たばこ・ アルコール飲料	286,900	1,917.60	550,158,041	1,702.83	488,541,105	1.85
4	RADIANT OPTO ELECTRONICS CORP	台湾	電子工学・電子	1,359,600	265.76	361,321,169	336.16	457,046,320	1.73
5	DURATEX SA	ブラジル	製紙・林産物	862,100	381.35	328,764,638	508.35	438,246,994	1.66
6	BANCO ABC BRASIL SA -PREF-	ブラジル	銀行および その他の金融機関	885,592	522.66	462,866,690	473.95	419,725,186	1.59
7	YUHAN CORPORATION	韓国	医薬品・化粧品	39,091	8,930.57	349,104,868	10,677.56	417,396,638	1.58
8	BOUSTEAD HOLDINGS BHD	マレーシア	持株および 金融会社	3,095,600	130.53	404,057,179	131.72	407,755,442	1.55
9	GAMUDA BHD	マレーシア	インフラ	4,652,100	81.07	377,127,676	87.14	405,376,966	1.54
10	POWERTECH TECHNOLOGY INC	台湾	電子工学・電子	2,687,000	159.34	428,154,955	149.02	400,425,200	1.52
11	SILICON WORKS CO LTD	韓国	電子工学・電子	194,228	1,956.94	380,092,782	2,048.28	397,832,885	1.51
12	FILA KOREA LTD	韓国	繊維・衣料	73,908	5,594.89	413,507,123	5,066.61	374,462,909	1.42
13	COSCO PACIFIC LTD	香港	運輸	3,440,000	96.20	330,927,989	108.48	373,160,501	1.41
14	HYUNDAI DEVELOPMENT CO	韓国	建設資材・貿易	228,640	1,479.66	338,309,513	1,552.78	355,028,291	1.35
15	NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	台湾	電子工学・電子	2,769,000	165.90	459,369,521	126.66	350,711,686	1.33
16	TECO ELECTRIC AND MACHINERY CO LTD	台湾	電子工学・電子	6,511,000	47.85	311,543,326	53.73	349,855,796	1.33
17	MILLS ESTRUTURAS E SERVICOS DE ENGE	ブラジル	建設資材・貿易	313,500	1,042.67	326,876,285	1,094.67	343,178,616	1.30

18	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	トルコ	自動車	842,302	339.03	285,567,730	386.60	325,631,595	1.23
19	CTCI CORP	台湾	電子工学・電子	1,815,000	115.07	208,859,364	177.35	321,882,060	1.22
20	HYUNDAI DEPT STORE CO	韓国	小売・百貨店	29,859	11,569.03	345,439,699	10,677.56	318,821,371	1.21
21	DYNAPACK INTERNATIONAL TECHNOLOGY	台湾	電子工学・電子	868,000	374.82	325,345,491	359.98	312,466,867	1.18
22	COMBA TELECOM SYSTEMS HOLDINGS LTD	香港	通信	11,997,000	47.77	573,134,920	26.02	312,143,251	1.18
23	KOREAN REINSURANCE CO	韓国	保険	354,531	1,011.18	358,496,036	826.99	293,192,800	1.11
24	BINGGRAE CO LTD	韓国	食料・農業	37,925	4,407.22	167,143,652	7,362.63	279,227,884	1.06

< 預託証券 >

順位	銘柄名	国名 (発行地)	種類	数量 (口数または 株数)	取得価額 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	FEDERAL BANK LTD GDR REGS	インド	銀行および その他の金融機関	783,470	634.08	496,783,341	649.43	508,807,501	1.93
2	DOCTOR REDDYS LAB-ADR	インド	医薬品・化粧品	209,740	2,334.79	489,698,720	2,348.65	492,605,618	1.87
3	GLOBALTRA SPON GDR REGS	キプロス	運輸	186,535	1,422.80	265,402,006	1,598.35	298,148,911	1.13
4	CIA SANEAMENTO SPON GDR 144A	ブラジル	エネルギー・ 公益事業	55,720	4,086.55	227,702,649	5,215.59	290,612,738	1.10
5	EURASIA DRILLING GDR REGS	キプロス	石油	113,490	1,947.81	221,057,202	2,444.08	277,379,158	1.05

< 新株予約権 >

順位	銘柄名	国名 (発行地)	種類	数量 (口数または 株数)	取得価額 (円)		時価 (円)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	MACQUARIE BANK LTD PN 14JUN13	インド	食料・ ノンアルコール 飲料	1,407,250	427.83	602,068,635	472.42	664,816,071	2.52

(注) 「MACQUARIE BANK LTD PN 14JUN13」とはMACQUARIE BANK LTD が発行しているPノートであり、その連動先は、「マクラウド・ラッセル・インディア」社です。

②【投資不動産物件】

該当事項ありません。(2012年9月末日現在)

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません。(2012年9月末日現在)

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末および2011年11月29日（運用開始日および設定日）から2012年9月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

(i) 実績分配型クラスA 受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2012年5月末日)	462,917	0.9258
2011年11月末日	499,860	0.9997
12月末日	482,802	0.9656

2012年 1 月末日	534,287	1.0686
2 月末日	584,672	1.1693
3 月末日	559,112	1.1182
4 月末日	519,813	1.0396
5 月末日	462,917	0.9258
6 月末日	478,314	0.9566
7 月末日	473,454	0.9469
8 月末日	483,219	0.9664
9 月末日	501,419	1.0028

(ii) 実績分配型クラスB受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2012年 5 月末日)	7,527,137,922	0.9230
2011年11月末日	3,596,227,194	0.9997
12月末日	4,988,035,387	0.9651
2012年 1 月末日	6,016,310,396	1.0676
2 月末日	5,035,957,039	1.1677
3 月末日	6,761,293,109	1.1160
4 月末日	7,069,559,667	1.0370
5 月末日	7,527,137,922	0.9230
6 月末日	8,541,518,205	0.9533
7 月末日	8,480,645,371	0.9431
8 月末日	8,796,254,799	0.9621
9 月末日	8,508,263,036	0.9978

(iii) 資産形成型クラスA受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2012年 5 月末日)	491,755	0.9835
2011年11月末日	499,860	0.9997
12月末日	482,802	0.9656
2012年 1 月末日	534,287	1.0686
2 月末日	598,338	1.1967
3 月末日	584,967	1.1699
4 月末日	557,477	1.1150
5 月末日	491,755	0.9835
6 月末日	508,110	1.0162
7 月末日	502,944	1.0059
8 月末日	513,313	1.0266
9 月末日	534,216	1.0684

(iv) 資産形成型クラスB受益証券

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2012年5月末日)	15,429,370,770	0.9806
2011年11月末日	16,001,590,986	0.9997
12月末日	21,727,648,496	0.9651
2012年1月末日	25,893,981,513	1.0676
2月末日	16,721,496,141	1.1950
3月末日	16,716,854,959	1.1677
4月末日	15,534,225,045	1.1123
5月末日	15,429,370,770	0.9806
6月末日	18,046,850,610	1.0127
7月末日	17,914,286,519	1.0020
8月末日	18,225,468,149	1.0221
9月末日	17,879,314,535	1.0632

<参考情報>

純資産総額および1万口当たり純資産価格の推移

(2011年11月29日(設定日)～2012年9月末日)



②【分配の推移】

(i) 実績分配型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0795円

(ii) 実績分配型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.0795円

(iii) 資産形成型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.01円

(iv) 資産形成型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第1会計年度	0.01円

<参考情報>

分配の推移

実績分配型クラスA/B

<分配金実績（税引き前・1万口当たり）（基準日ベース）>

	設定来合計	直近12ヶ月計	2012/1	2012/2	2012/3	2012/4	2012/5
クラスA	825円	825円	0円	265円	265円	265円	0円
クラスB	825円	825円	0円	265円	265円	265円	0円
	2012/6	2012/7	2012/8	2012/9			
クラスA	0円	0円	0円	30円			
クラスB	0円	0円	0円	30円			

資産形成型クラスA/B

<分配金実績（税引き前・1万口当たり）（基準日ベース）>

	設定来合計	2012/5
クラスA	100円	100円
クラスB	100円	100円

③【収益率の推移】

(i) 実績分配型クラスA受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	0.53%

(ii) 実績分配型クラスB受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	0.25%

(iii) 資産形成型クラスA受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	-0.65%

(iv) 資産形成型クラスB受益証券

会計年度	収益率 ^(注)
第1会計年度	-0.94%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

<参考情報>

収益率の推移

実績分配型



資産形成型



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a＝計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）
（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は以下の通りです。

（i）実績分配型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	500,000 (500,000)	0 (0)	500,000 (500,000)

（ii）実績分配型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	12,795,487,211 (12,795,487,211)	4,640,810,000 (4,640,810,000)	8,154,677,211 (8,154,677,211)

（iii）資産形成型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	500,000 (500,000)	0 (0)	500,000 (500,000)

（iv）資産形成型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	38,924,778,012 (38,924,778,012)	23,190,530,000 (23,190,530,000)	15,734,248,012 (15,734,248,012)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券のクラス

実績分配型クラスA受益証券、実績分配型クラスB受益証券、資産形成型クラスA受益証券および資産形成型クラスB受益証券の申込みを行うことができます。将来、他のクラス受益証券が追加される可能性があります。クラスA受益証券は、発行価格に対して上限1.00%（税抜）による申込手数料（または管理会社が随時決定し投資家に通知する額）が加算されます。

クラスB受益証券については、申込手数料は加算されませんが、代わりに条件付後払申込手数料（CDS C）が発生します。

すべての実績分配型クラスB受益証券は、当該受益証券の購入日から7年経過後の応当日又はその直後にあたる転換日に、実績分配型クラスA受益証券に転換され、すべての資産形成型クラスB受益証券も同様に資産形成型クラスA受益証券に転換されます。詳細は「3 転換（スイッチング）手続等」の項をご覧ください。

申込み

以下に記載される場合を除き、各取引日において関連する発行価格で関連するクラス受益証券の受益証券を申込みことができます。受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日に該当する評価日における、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産総額を、当該評価日に発行済みの当該クラス受益証券口数で除して計算されます。

手続き

販売会社は記入済買付申込書を、関連する取引日の午後6時（東京時間）までに、管理事務代行会社へ送付しなければなりません。決済資金は、関連する取引日後4営業日以内（T+4）または管理会社はその絶対裁量で決定するその他の日までにファンドの口座に入金されなければなりません。販売会社を通じて受益証券を申し込む者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、販売会社が指定する申込手続を完了し、必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を、関連する取引日の午後4時（東京時間）までに販売会社へ提出しなければなりません。管理事務代行会社が買付申込書を所定の時間までに受領していない場合、当該申込みは、買付申込書が受領された後の最初の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の関連する発行価格で発行されます。

投資者が管理事務代行会社および／または販売会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、円貨で行わなければなりません。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは、円貨に転換され、かつ、転換した収益を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当します。通貨の転換には、遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担します。

受益証券の端数は、発行されません。

管理会社は、その絶対裁量により受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みに際して支払われた金額またはその残額（場合によります。）は、申込者のリスクと費用負担で、できる限り速やかに返金されます。

一旦管理事務代行会社が記入済申込書を受領した場合、申込みを取り消すことはできません。管理事務代行会社は、買付申込書および必要な場合は管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求します。

疑義を避けるため言及すると、管理事務代行会社の裁量により、管理事務代行会社が請求したすべての情報および書類とともに当該申込者の決済資金全額を受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合があります。管理事務代行会社が取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領

しなかった場合、管理事務代行会社は、申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込金を申込者のリスクと費用負担で支払銀行に返金します。上記の規定を前提として、受益証券は、取引日に発行されたものとみなされます。

最低申込口数

クラスA受益証券に対する申込者1人当たりの申込口数は5億口以上1万口単位とします。クラスB受益証券に対する申込者1人当たりの申込口数は50万口以上1万口単位とします。

管理会社は、随時その単独裁量により、上記最低申込口数を放棄または変更することができます。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負います。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできません。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券です。受益証券の券面は、発行されません。受益証券は、1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、保有する受益証券の全部もしくは一部の譲渡または買戻しに関して、管理事務代行会社がいずれかの共同保有者の書面の指示だけに基いて行動することを許可する義務を負います。受益者は、管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中にトラストの受益者名簿のコピーを閲覧することができます。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、下記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができます。停止の期間中は、受益証券は発行されません。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められます。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができます。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできます。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（i）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（2008年）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ii）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2011年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負

い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとします。

（２）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される申込期間中で、日本における営業日に有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。

販売会社は「外国証券取引口座約款」（以下「**口座約款**」といいます。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。また、前記「（１）海外における販売手続等」も適宜、適用されます。

受益証券は、以下に定める場合を除き、関連する取引日における受益証券１口当たり純資産価格で申込むことができます。クラスA受益証券に対する申込者１人当たりの申込口数は５億口以上１万口単位とします。クラスB受益証券に対する申込者１人当たりの申込口数は50万口以上１万口単位とします。受益証券１口当たりの発行価格は、関連する取引日に該当する評価日における、関連する受益証券のクラスに帰属する純資産総額を、当該評価日に発行済みの当該クラス受益証券口数で除して計算されます。申込みは当該取引日の午後４時（東京時間）までに販売会社に対して行い、販売会社は、買付申込書を上記申込手続の完了後午後６時（東京時間）まで（または管理会社がその絶対裁量により決定するその他の時間まで）に管理事務代行会社へ送付します。

申込金額は、円貨で支払うものとします。

投資者は、販売会社に対して国内約定日から起算して日本における４営業日目までに申込金額を支払います。

クラスA受益証券については、発行価格に対して次の料率による申込手数料が加算されます。

５億口以上10億口未満	1.05%（税抜1.00%）
10億口以上	0.7875%（税抜0.75%）

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されません。ただし、クラスB受益証券については、買戻し時に条件付後払申込手数料が発生します。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から申込金額の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買戻すことができます。販売会社は、買戻しを請求する場合、記入済買戻請求書を、関連する買戻日の午後６時（東京時間）または管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに、管理事務代行会社へ送付しなければなりません。

販売会社を通じて受益証券に投資する投資者で、受益証券の買戻しを希望する投資者は、関連する買戻日の午後４時（東京時間）までに販売会社が指定する買戻手続を完了しなければなりません。受益証券の買戻請求書は、管理会社が別途同意する場合を除き、円金額を参照して行われなければなりません。受益証券は整数口単位でのみ買い戻すことができ、買戻請求書に明記された円金額により買戻される受益証券口数が端数となる場合は、小数点第一位を四捨五入して整数口単位にします。上記にかかわらず、管理会社はその裁量により、受益証券の整数口単位を参照して買戻請求書に表示することを認めることができます。

管理事務代行会社が買戻請求書を所定の時間までに受領していない場合、買戻請求書は、翌買戻日まで持ち越され、受益証券は、当該買戻日に適用される関連する買戻価格で買戻されます。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできません。

買戻価格

下記「買戻しの延期」と題する項に定める規定に従い、受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における関連する受益証券のクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格とします。受益証券1口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した財務および販売費用を反映した適当な引当金と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができます。

条件付後払申込手数料（CDSC）

クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券について、申込時の発行価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料が請求され、管理会社に支払われます。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

決済

別途定める規定に従って、買戻代金は、原則として、関連する買戻日後4営業日以内に支払うものとします。CDSCが発生する場合は、当該金額が控除された後に支払われます。例外的に買戻しの決済手続は延期されることがあります。かかる例外には、管理会社の絶対的な裁量によって、当該日に決済を行うことが合理性をもって実務的でないと扱われる日が含まれますが、かかる場合には、決済は合理的な実務に従い可能な限り早く行われます。支払いは、受益者がリスクおよび費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って円貨で直接送金されるものとします。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とします。

買戻しの延期

いずれかの買戻日に関して受領した買戻請求書がすべての受益証券クラスの発行済受益証券口数の10%を超える場合、管理会社は、関連する買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を換金するまで、当該買戻日およびその後の買戻日に受益証券を買い戻さない旨決定することができます。その際、当該受益証券は、かかる換金が完了した直後において買戻日に関連する受益証券のクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格に相当する買戻価格で買い戻されます。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、下記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができます。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われません。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとします。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買戻すことができます。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した、関連する受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とします。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。また、前記「（1）海外における買戻し手続等」も適宜、適用されます。買戻し請求は、販売会社に対して行われます。

買戻し請求は、買戻日の午後4時（東京時間）までに販売会社に対して行い、販売会社は、買戻し請求書を上記の買戻し手続完了後午後6時（東京時間）まで（または管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間まで）に管理事務代行会社に提出するものとします。買戻し代金の支払いは、円貨により、販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされます。C D S Cが発生する場合は、当該金額が控除された後に支払われます。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、買戻日に該当する評価日における関連するクラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格とします。

クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買戻されるクラスB受益証券について、申込時の発行価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払申込手数料（C D S C）が課されます。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払申込手数料（C D S C）
1年未満	4.50%
1年以上2年未満	3.75%
2年以上3年未満	3.25%
3年以上4年未満	2.50%
4年以上5年未満	2.00%
5年以上6年未満	1.25%
6年以上7年未満	0.75%
7年以上	0.00%

（※）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含みます。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含みます。）までの期間をいいます。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2012年12月1日であり国内における買戻約定日が2015年11月30日であった場合、当該買戻しについては3.25%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2012年12月1日であり国内における買戻約定日が2015年12月1日であった場合、当該買戻しについては2.50%の条件付後払申込手数料が課せられます。

（注1）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定されます。

（注2）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に見直し、その次に長く保有する受益証券を次に見直すものとみなされます。

（注3）クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。

(注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続きを行う販売会社を通じて精算されます。

(注5) 信託証書の規定に基づき管理会社が受益者決議により解任された場合、およびファンド決議によりファンドが終了する場合についても、管理会社がその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのクラスB受益証券（管理会社の解任又はファンドの終了について反対した受益者が保有するものを含みます。）について買戻しが行われたものとみなされて、条件付後払申込手数料（C D S C）が課されます。なお、管理会社が解任され、後任の管理会社が選任されてファンドが存続する場合については、以後、クラスB受益証券の発行日から7年未満の期間に買戻しが行われた場合であっても、C D S Cは課せられません。

販売会社は、換金注文の申込を確認した日（国内約定日）から起算して日本における4営業日目から、買戻代金を支払います。

3【転換（スイッチング）手続等】

(1) 海外における転換（スイッチング）手続等

クラスA受益証券またはクラスB受益証券の受益者は、各転換日に、実績分配型クラスA受益証券と資産形成型クラスA受益証券の相互間、および／または実績分配型クラスB受益証券と資産形成型クラスB受益証券の相互間の転換を請求することができます（ただし、下記の例外の場合を除きます。）。

販売会社は、転換を請求する場合には、関連する転換日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社に対して転換を請求しなければなりません。上記の期限までに受領されなかった転換通知書は、翌転換日まで持ち越され、受益証券は当該転換日に転換されます。販売会社を通じて投資を行う投資者で、転換を希望する者は、関連する転換日の午後4時（東京時間）までに販売会社が指定する転換手続を完了しなければなりません。

一旦提出した転換通知書は、取り消すことはできません。

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換（スイッチング）手続等

すべての実績分配型クラスB受益証券は、販売会社から管理事務代行会社に対する指図に従い、当該受益証券の購入日から7年経過後の応当日又はその直後にあたる転換日に、実績分配型クラスA受益証券に転換され、すべての資産形成型クラスB受益証券も同様に資産形成型クラスA受益証券に転換されます。ただし、販売会社が、管理事務代行会社に対し書面による通知を行って別段の決定をした場合はこの限りではありません。ここで、「受益証券の購入日から7年経過後の応当日」とは、該当する受益証券が日本において購入された取引日（同日を含みます。）から、当該受益証券が転換される日本の取引日の前日（同日を含みます。）までの期間を意味します。

純資産総額の算定が停止されている期間および受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの延期」と題する項に定める要領で延期されている期間中は、受益証券の転換は行われません。転換は遅延される可能性があります。

以下の算式に従って（またはできる限り従って）、いずれかの転換日（以下「**関連転換日**」といいます。）に、いずれかのクラス受益証券（以下「**既存受益証券**」といいます。）から他のクラス受益証券（以下「**転換後受益証券**」といいます。）への転換が行われます。

$$N = \frac{E \times R}{S}$$

この場合、

Nは、発行する転換後受益証券の口数とします。ただし、転換後受益証券1口未満の口数は、小数点第一位で四捨五入（0.5は切り上げられます。）して整数にされるものとします。かかる処理によって利益または負担が発生した場合、転換後受益証券の保有者がこれを享受し、または負います。

Eは、転換される既存受益証券の口数とします。

Rは、関連転換日に適用される既存受益証券の受益証券1口当たりの買戻価格とします。

Sは、関連する転換日に該当する取引日に適用される転換後受益証券の1口当たりの発行価格とします。

受益証券は、1口の整数倍である場合に限り転換することができます。

転換手数料は、課されません。

（2）日本における転換（スイッチング）手続等

クラスA受益証券またはクラスB受益証券の受益者は、各転換日に、実績分配型クラスA受益証券と資産形成型クラスA受益証券の相互間、および／または実績分配型クラスB受益証券と資産形成型クラスB受益証券の相互間の転換を請求することができます（ただし、下記の例外の場合を除きます。）。

販売会社は、転換を請求する場合には、関連する転換日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社に対して転換を請求しなければなりません。上記の期限までに受領されなかった転換通知書は、翌転換日まで持ち越され、受益証券は当該転換日に転換されます。販売会社を通じて投資を行う投資者で、転換を希望する者は、関連する転換日の午後4時（東京時間）までに販売会社が指定する転換手続を完了しなければなりません。

日本における転換は、下記の7年経過後の転換による場合を除き、1万口以上1口単位とします。

転換に際して手数料はなく、またC D S Cも課せられません。

純資産総額の算定が停止されている期間および受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの延期」と題する項に定める要領で延期されている期間中は、受益証券の転換は行われません。転換は遅延される可能性があります。

転換算式については、前記「（1）海外における転換（スイッチング）手続等」をご参照ください。

クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換（スイッチング）手続等

すべての実績分配型クラスB受益証券は、販売会社から管理事務代行会社に対する指図に従い、当該受益証券の購入日から7年経過後の応当日又はその直後にあたる転換日に、受益者の反対の意思表示がない限り、実績分配型クラスA受益証券に転換され、すべての資産形成型クラスB受益証券も同様に資産形成型クラスA受益証券に転換されます。

ここで、「受益証券の購入日から7年経過後の応当日」は、該当する受益証券の日本における購入に係る国内約定日（同日を含みます。）から起算するものとします。

（注）クラスB受益証券の保有期間（購入後経過年数）は、実績分配型クラスB受益証券と資産形成型クラスB受益証券の相互間において転換された後も継続されます。

4 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産総額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、基本信託証書に従って純資産総額を計算します。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後3時（ルクセンブルグ時間）とします。純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算します。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分します。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算します。

ファンドの1口当たり純資産価格は、基本信託証書に規定される原則に従い、各評価日に該当するファンドにつきファンドの表示通貨により計算されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 下記(b)が適用される投資信託の持分を除き、かつ、下記(c)および(f)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとし、当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとし、
- (b) 下記(c)および(f)の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値としますが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとし、
- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記(a)または(b)に規定されたとおり利用できなかった場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとし、
- (d) 上記(b)が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得におけるファンドの支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含みます）に相当する当初金額となるものとし、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとし、
- (e) 手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額とみなして行われます。ただし全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではありません。
- (f) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができます。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問いません）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問いません）により、当該ファンドの表示通貨に換算されるものとし、

上記(a)の規定にかかわらず、(b)が適用される集団投資スキームの持分の場合を除き、(c)および(f)に従い、証券市場で値付けられ、上場され、取引され、または取扱われている投資対象の価値に基づく計算は以下によるものとし、

- (i) ヨーロッパ以外の場合には、ファンドの関連する評価時点またはその直前における最終取引価格（最終取引価格が入手できない場合には、当該投資対象の主要な証券取引所または証券市場における入手可能な最終市場取引売呼値と入手可能な最終市場取引買呼値の中間価格）を参照して決定されます。管理会社および受託会社は、価格決定にあたり、随時決定する情報提供会社の電子的価格提供システムを使用し、これに依拠することができます。

- (ii) ヨーロッパにおいては、ファンドの関連する評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所または証券市場における始値を参照して決定されます。管理会社および受託会社は、価格決定にあたり、随時決定する情報提供会社の電子的価格提供システムを使用し、これに依拠することができます。

② 純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖（通例の週末および休日の閉所を除きます）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間
 - (b) ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間
 - (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認され得ないと管理事務代行会社が判断した場合
 - (d) ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間
- ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（もしあれば）は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（もしあれば）は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続しますが、後記「（5）その他 ②ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年5月31日です。

(5) 【その他】

① 発行限度額

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていません。

② ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。

- (a) ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。

- (b) ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。
- (c) 受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- (d) 管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- (e) 適用法により要求される場合。

(注) ファンド決議によりファンドが終了した場合、管理会社がその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのクラスB受益証券（当該ファンド決議においてファンドの終了について反対した受益者が保有するものを含みます。）について買戻しが行われたものとみなされて、条件付後払申込手数料（C D S C）が課されます。

ファンドは、適用法により要求される場合または以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了します。

- (a) 受益証券の販売会社としての販売会社の職務が、管理会社による後任の販売会社の選任がなされずに終了した場合。
- (b) ファンドの代行協会員としての代行協会員の職務が、管理会社による後任の代行協会員の選任がなされずに終了した場合。
- (c) 純資産総額が10億円を下回った場合で、管理会社がファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとします。

③ 信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができます。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有します。ただし、（i）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社を書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ii）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとします。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されています。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

受益証券販売・買戻契約において、管理会社に故意または過失ある場合を除き、受益証券販売・買戻契約に関連してもしくは付随して生じる受益証券販売・買戻契約に基づく管理会社の（契約上またはその他の）責任は、管理会社がファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて、販売会社に対して負う義務の補償のために、ファンドの資産から支払いを受け、払戻しを受け、または補償を受けることができる正味額に限定されるものとし、その結果、管理会社が販売会社に対する義務の補償のためにファンドの資産から受け取ることができる正味額が零となり、またはファンドの資産が存在しなくなった場合、ファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて負う管理会社の販売会社に対するすべての責任は消滅するものとするとしてされています。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければなりません。従って、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を直接行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。受益証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（i）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

（ii）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、基本信託証書および補足信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有します。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益

証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有しています。

(iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、基本信託証書および補足信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

(v) 議決権

受託会社は、基本信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとします。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとします。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとします。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとします。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとします。定足数の要件は受益者2人としませんが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りではありません。かかる場合、定足数は受益者1人としします。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得ます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- ① ファンドの第一会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- ② ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- ③ ファンドの原文（英文）の財務書類は、日本円で表示されています。

（1）【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ

純資産計算書
2012年5月31日現在

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注記	日興BNYメロン 新興国中小型株式ファンド 日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		22,492,566,192
時価評価額	2.2	21,060,494,178
未収受益証券発行手取金		917,679,004
未収配当金	2.7	659,555,613
現金預金		411,411,776
設立費	2.4	12,741,974
その他の資産		185,735
資産合計		23,062,068,280
負債		
未払買戻支払額		34,689,825
未払管理報酬	3	19,466,506
未払投資有価証券購入代金		15,979,364
未払販売管理報酬	3	13,337,594
未払販売報酬	6	8,338,638
未払印刷および公告費		4,170,460
未払専門家費用		1,947,691
未払代行協会員報酬	7	1,852,303
未払管理事務代行報酬	4	1,851,844
未払弁護士報酬		1,119,339
未払保管報酬	5	925,476
未払受託報酬	8	803,464
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,10	122,412
負債合計		104,604,916

純資産総額		22,957,463,364
純資産額		
資産形成型クラスA受益証券	日本円	491,755
実績分配型クラスA受益証券	日本円	462,917
資産形成型クラスB受益証券	日本円	15,429,370,770
実績分配型クラスB受益証券	日本円	7,527,137,922
発行済受益証券口数		
資産形成型クラスA受益証券		500,000
実績分配型クラスA受益証券		500,000
資産形成型クラスB受益証券		15,734,248,012
実績分配型クラスB受益証券		8,154,677,211
1口当たり純資産価格		
資産形成型クラスA受益証券	日本円	0.9835
実績分配型クラスA受益証券	日本円	0.9258
資産形成型クラスB受益証券	日本円	0.9806
実績分配型クラスB受益証券	日本円	0.9230

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2011年10月13日（設立日）から2012年5月31日までの期間

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注記	日興BNYメロン 新興国中小型株式ファンド 日本円
収益		
受取配当金	2.7	374,458,126
預金利息	2.6	126,784
収益合計		374,584,910
費用		
管理報酬	3	125,594,130
販売管理報酬	3	86,052,456
販売報酬	6	53,799,605
代行協会員報酬	7	11,950,741
管理事務代行報酬	4	11,947,808
取引手数料		9,245,390
保管報酬	5	5,970,971
保護預り費用		5,834,685
印刷および公告費		5,345,460
専門家費用		1,947,691
設立費	2.4	1,433,082
受託報酬	8	1,344,575
弁護士報酬		1,138,945
登録費用		10,940
その他の費用		17,270,992
費用合計		338,887,471
投資純利益		35,697,439

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2011年10月13日（設立日）から2012年5月31日までの期間

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

（日本円で表示）

注記	日興BNYメロン 新興国中小型株式ファンド 日本円
投資純利益	35,697,439
以下にかかる実現純損益：	
投資有価証券 外国為替	2,616,423,043 (244,305,686)
当期実現純利益	2,407,814,796
以下にかかる未実現評価損益の純変動：	
投資有価証券 為替先渡契約	(1,432,072,014) (122,412)
運用による純資産の純増加	975,620,370
資本の変動	
受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額	54,348,664,005 (31,831,181,673)
資本の変動、純額	22,517,482,332
支払分配金	11,13 (535,639,338)
期首現在純資産額	0
期末現在純資産額	22,957,463,364

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報

未監査

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド			
資産形成型 クラスA 受益証券	実績分配型 クラスA 受益証券	資産形成型 クラスB 受益証券	実績分配型 クラスB 受益証券

期末現在発行済受益証券口数

発行口数 500,000 500,000 38,924,778,012 12,795,487,211

買戻口数	—	—	(23,190,530,000)	(4,640,810,000)
2012年5月31日	500,000	500,000	15,734,248,012	8,154,677,211
期末現在純資産総額	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年5月31日	491,755	462,917	15,429,370,770	7,527,137,922
期末現在1口当たり純資産価格	日本円	日本円	日本円	日本円
2012年5月31日	0.9835	0.9258	0.9806	0.9230

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2012年5月31日現在

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

注記1. 活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIB Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2011年10月13日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

投資者は、4つの異なるクラス受益証券を購入することができる。

資産形成型クラスA受益証券

実績分配型クラスA受益証券

資産形成型クラスB受益証券

実績分配型クラスB受益証券

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、主に新興国市場の証券取引所に上場されているか、または新興国市場に登録されている中小型株式に投資することを通じて長期的な資産の増加の追求を目指すことである。ただし、副投資運用会社は、新興国市場以外の証券取引所に上場されている証券または新興国以外の市場に登録されている証券にも投資を行うことができる。

小型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル未満の会社の株式を、中型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル以上80億米ドル未満の会社の株式を意味する。ただし、時価総額が小さい会社および／または時価総額が中規模の会社の定義は、副投資運用会社の裁量により、今後管理会社の承認を得た上で調整される可能性がある。副投資運用会社は、時価総額が80億米ドル以上の会社の株式にも投資を行うことができる。

シリーズ・トラストの投資ポートフォリオの基準通貨は米ドルである。ただし、副投資運用会社は米ドル建以外の証券に投資することもできる。米ドルと、米ドル建以外の資産の為替変動エクスポージャーを低減するために為替ヘッジ取引を行うことは予定されていない。

管理会社および／またはその委託先は、シリーズ・トラストの勘定で、現金および現金同等物、新株引受権、新株予約権を含むが、これらに限られない投資を行うことができる。また、管理会社および／またはその委託先は、Pノート、上場先物、店頭先物取引、オプション、先渡し取引、スワップおよびその他の派生商品を含むが、これらに限られないデリバティブ取引を行うことができる。

副投資運用会社は、シリーズ・トラストの勘定で、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集团的投資スキームを含む他の集团的投資スキームへの投資を通じて上記のいずれかの資産クラスのエクスポージャーを得ることができる。

投資者は、4つの異なるクラス受益証券を円貨で購入することができる。クラス受益証券に関して為替ヘッジ取引は行われない。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができる。

注記2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集团的投資スキームの持分を除き、かつ、下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集团的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集团的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集团的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集团的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

2.4 設立費

設立費は、定額法で5年にわたり償却される。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

注記3. 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率1.05パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.72パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記4. 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記5．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記6．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から以下の料率の報酬を受領する権利を有する。

- （a）クラスA受益証券については、クラスA受益証券に帰属する純資産総額の年率0.70パーセント
- （b）クラスB受益証券については、クラスB受益証券に帰属する純資産総額の年率0.45パーセント

いずれの場合においても、報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記7．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引費用を加算して毎月後払いで支払われる。

注記8．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記9．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2012年5月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
日本円	205,857,822	米ドル	2,610,603.35	2012年6月5日	(122,412)
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現評価損合計					(122,412)

注記11. 支払分配金

2012年5月31日に終了した期間中にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
資産形成型クラスA受益証券			
0.01 円	2012年5月15日	2012年5月16日	2012年5月22日
実績分配型クラスA受益証券			
0.0265 円	2012年2月15日	2012年2月16日	2012年2月22日
0.0265 円	2012年3月15日	2012年3月16日	2012年3月22日
0.0265 円	2012年4月16日	2012年4月17日	2012年4月20日
資産形成型クラスB受益証券			
0.01 円	2012年5月15日	2012年5月16日	2012年5月22日
実績分配型クラスB受益証券			
0.0265 円	2012年2月15日	2012年2月16日	2012年2月22日
0.0265 円	2012年3月15日	2012年3月16日	2012年3月22日
0.0265 円	2012年4月16日	2012年4月17日	2012年4月20日

注記12. 為替レート

2012年5月31日現在、使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
ブラジル・レアル	39.0946	ポーランド・ズロチ	22.2717
英ポンド	121.9959	ロシア・ルーブル	2.3916
香港ドル	10.1506	シンガポール・ドル	61.2557
ハンガリー・フォリント	0.3253	タイ・バーツ	2.4732
インドネシア・ルピア	0.0083	トルコリラ	42.6476
日本円	1.0000	台湾ドル	2.6415
韓国ウォン	0.0668	米ドル	78.8146
メキシコ・ペソ	5.5785	南アフリカ・ランド	9.2359
マレーシア・リンギット	24.7874		

注記13. 後発事象

期末以降にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
実績分配型クラスA受益証券			
0.0300 円	2012年9月18日	2012年9月19日	2012年9月24日
0.0300 円	2012年10月15日	2012年10月16日	2012年10月19日
実績分配型クラスB受益証券			
0.0300 円	2012年9月18日	2012年9月19日	2012年9月24日
0.0300 円	2012年10月15日	2012年10月16日	2012年10月19日

（3）【投資有価証券明細表等】

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表 2012年5月31日現在

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率※
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 株式			日本円	日本円	%
2,367,000	361 DEGREES INTERNATIONAL	香港ドル	79,811,975	46,851,501	0.20
28,715	ACRON (USD)	米ドル	98,750,433	76,264,042	0.33
205,800	AFRICAN BARRICK GOLD LTD	英ポンド	114,759,053	83,174,603	0.36
1,287,000	ALTEK CORP	台湾ドル	80,553,325	72,920,633	0.32
21,924,500	ANEKA TAMBANG TBK PT	インドネシア・ルピア	303,229,197	210,616,891	0.92
5,536,000	ANTON OILFIELD SERVICES GROUP	香港ドル	67,603,725	66,308,428	0.29
1,339,000	ASIA CEMENT CHINA HLDGS	香港ドル	49,179,810	44,852,345	0.20
307,450	ASIAINFO LINKAGE INC	米ドル	174,056,856	266,531,340	1.16

69,090	ASSECO POLAND SA	ポーランド・ズロチ	77,083,366	71,242,704	0.31
75,960	ASYA KATILIM BANKASI AS	トルコリラ	5,174,242	5,215,448	0.02
853,200	BANCO ABC BRASIL SA -PREF-	ブラジル・レアル	452,800,300	366,897,759	1.60
573,000	BASSO INDUSTRY CORP	台湾ドル	27,517,088	32,314,473	0.14
6,352,000	BEIJING CAPITAL INTL AIRPORT -H-	香港ドル	238,271,293	315,289,853	1.37
56,425	BINGGRAE CO LTD	韓国ウォン	248,677,137	251,742,160	1.10
10,469,000	BISI INTERNATIONAL PT	インドネシア・ルピア	81,585,713	68,212,735	0.30
2,870,200	BOUSTEAD HOLDINGS BHD	マレーシア・リンギット	376,271,386	362,831,691	1.58
285,200	BRASIL INSURANCE PARTICIPAOES SA	ブラジル・レアル	229,706,445	191,769,482	0.84
4,258,000	BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	香港ドル	110,776,488	88,603,354	0.39
8,883,192	CANDO CORP	台湾ドル	233,076,580	211,181,634	0.92
5,582,000	CHINA BLUECHEMICAL LTD-H	香港ドル	339,840,165	303,700,332	1.32
10,259,000	CHINA DONGXIANG GROUP CO	香港ドル	121,107,536	103,093,401	0.45
5,369,000	CHINA POWER INTERNATIONAL	香港ドル	94,492,033	88,287,468	0.38
71,100	CIA SANEAMENTO MINAS GERAIS	ブラジル・レアル	116,656,710	121,409,803	0.53
297,740	CIMSA CIMENTO SANAYI VE	トルコリラ	109,266,785	101,072,059	0.44
7,513,500	COMBA TELECOM SYSTEMS HOLDINGS LTD	香港ドル	412,152,261	267,694,872	1.17
1,756,400	CONSORCIO ARA SAB DE CV SER	メキシコ・ペソ	37,363,751	39,388,321	0.17
3,594,000	CORETRONIC CORP	台湾ドル	232,770,327	262,018,371	1.14
3,440,000	COSCO PACIFIC LTD	香港ドル	330,927,989	332,419,151	1.45
47,600	CREMER SA	ブラジル・レアル	30,008,160	33,681,161	0.15
1,350,000	CTCI CORP	台湾ドル	142,138,620	217,167,908	0.95
654,500	DESARROLLADORA HOMEX SAB DE CV	メキシコ・ペソ	146,379,423	113,148,609	0.49
439,200	DIRECIONAL ENGENHARIA SA	ブラジル・レアル	173,260,211	159,678,633	0.70
605,450	DRAGON OIL PLC - GBP	英ポンド	395,154,517	380,003,498	1.66
522,800	DURATEX SA	ブラジル・レアル	197,918,856	194,364,803	0.85
930,000	DYNAPACK INTERNATIONAL TECHNOLOGY	台湾ドル	334,874,291	379,538,660	1.65
1,536,700	EMPRESAS ICA SAB DE CV	メキシコ・ペソ	173,573,078	184,137,126	0.80
61,623	FILA KOREA LTD	韓国ウォン	350,203,455	321,441,388	1.40
3,444,000	GAMUDA BHD	マレーシア・リンギット	270,381,308	289,391,464	1.26
2,546,000	GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	台湾ドル	147,489,323	175,863,082	0.77
16,666,000	GLOBAL BIO-CHEM TECHNOLOGY	香港ドル	243,031,840	223,303,718	0.97
117,050	GRAND KOREA LEISURE CO LTD	韓国ウォン	146,969,742	178,243,700	0.78
186,200	GRUPO AEROPORTUARIO DE SURESTE	メキシコ・ペソ	81,290,010	106,385,500	0.46
197,262	GRUPO CEMENTOS CHIHUAHUA	メキシコ・ペソ	50,029,389	48,066,672	0.21
758,000	HAINAN MEILAN INTL AIRPORT H	香港ドル	39,520,517	34,623,611	0.15
286,900	HITE JINRO CO LTD	韓国ウォン	550,158,041	392,818,862	1.71

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き） 2012年5月31日現在

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					

A. 株式（続き）			日本円	日本円	%
29,859	HYUNDAI DEPT STORE CO	韓国ウォン	345,439,699	289,168,635	1.26
228,640	HYUNDAI DEVELOPMENT CO	韓国ウォン	338,309,513	359,625,970	1.57
152,560	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	韓国ウォン	151,586,233	122,272,797	0.53
148,580,300	INT REG DISTR NET CO URALA OAO(USD)	米ドル	89,392,279	72,248,277	0.31
43,971,030	INTER REG DIST NET CO CENT JSC(USD)	米ドル	83,609,825	50,247,648	0.22
115,160	JD GROUP LTD	南アフリカ・ランド	50,408,383	48,362,112	0.21
527,929	JUSUNG ENGINEERING CO LTD	韓国ウォン	359,101,605	264,098,090	1.15
354,531	KOREAN REINSURANCE CO	韓国ウォン	358,496,036	273,491,683	1.19
9,920	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	トルコリラ	10,876,595	13,918,371	0.06
71,570	LG FASHION CORP	韓国ウォン	221,195,514	151,529,853	0.66
485,000	LIANHUA SUPERMARKET HLDGS -H-	香港ドル	47,497,021	42,781,121	0.19
177,200	LOG-IN LOGISTICA INTERMODAL	ブラジル・レアル	47,718,387	52,786,177	0.23
10,900	MAGNESITA REFRATARIOS SA	ブラジル・レアル	2,561,105	2,633,397	0.01
19,136	MANDO CORP	韓国ウォン	234,206,692	205,771,376	0.90
5,240,000	MEDCO ENERGI INTERNASIONAL TBK	インドネシア・ルピア	108,051,774	79,227,421	0.35
238,000	MILLS ESTRUTURAS E SERVICOS DE ENGE	ブラジル・レアル	241,941,072	220,044,049	0.96
264,900	MINERVA SA	ブラジル・レアル	73,373,063	80,153,860	0.35
642,000	MINTH GROUP LTD	香港ドル	47,043,217	59,301,689	0.26
78,863	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	韓国ウォン	189,952,669	165,127,255	0.72
1,166,020	MURRAY AND ROBERTS HOLDINGS	南アフリカ・ランド	272,070,968	285,169,209	1.24
2,701,000	NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	台湾ドル	451,372,970	347,811,383	1.52
237,060	NET 1 UEPS TECHNOLOGIES INC	米ドル	131,636,621	160,857,950	0.70
6,793	NONGSHIM CO LTD	韓国ウォン	111,424,711	95,504,017	0.42
1,902,000	NOVATEK MICROELECTRONICS CO	台湾ドル	421,307,709	445,132,006	1.94
2,246,000	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	香港ドル	76,344,642	79,109,724	0.34
44,998	PHARMANIAGA BERHAD	マレーシア・リンギット	5,534,191	5,072,669	0.02
2,173,000	POWERTECH TECHNOLOGY INC	台湾ドル	349,477,221	331,766,211	1.45
1,038,000	RADIANT OPTO ELECTRONICS CORP	台湾ドル	239,074,410	368,777,338	1.61
614,300	RANDON PARTICIPACOES SA -PREF-	ブラジル・レアル	247,944,934	225,500,565	0.98
1,683,940	RAVEN RUSSIA LTD	英ポンド	108,885,052	123,767,778	0.54
6,294,500	SAMPOERNA AGRO TBK PT	インドネシア・ルピア	164,970,607	144,597,103	0.63
560,940	SAPPI LTD	南アフリカ・ランド	129,766,581	142,005,150	0.62
7,876,000	SHENZEN EXPRESSWAY CO -H-	香港ドル	268,477,665	233,442,112	1.02
136,106	SILICON WORKS CO LTD	韓国ウォン	270,982,970	227,261,151	0.99
5,160,000	SINO BIOPHARMACEUTICAL	香港ドル	110,022,898	124,657,181	0.54
2,999,000	SINO THAI ENGR AND CONSTR PCL (F)	タイ・バーツ	109,945,839	94,939,312	0.41
12,053,000	SINOTRANS LIMITED -H-	香港ドル	160,941,107	157,824,896	0.69
6,461,000	SITOI GROUP HOLDINGS LTD	香港ドル	191,017,627	218,390,941	0.95
38,192	SK CHEMICALS CO LTD	韓国ウォン	154,192,196	132,387,714	0.58
1,507,800	SOMBOON ADV TECH (F)	タイ・バーツ	114,476,190	106,279,192	0.46
154,537	SUL AMERICA SA -UNITS-	ブラジル・レアル	91,998,583	86,391,306	0.38
5,320,000	TECO ELECTRIC AND MACHINERY CO LTD	台湾ドル	252,405,452	285,267,475	1.24
136,640	TELKOM SA LTD	南アフリカ・ランド	36,952,608	30,300,421	0.13
2,108,000	TEXWINCA HOLDINGS LTD	香港ドル	194,262,145	185,943,511	0.81
4,236,000	THAI TAP WATER SUPPLY (F)	タイ・バーツ	68,238,903	68,620,977	0.30

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2012年5月31日現在

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 株式（続き）			日本円	日本円	%
1,701,500	THAI VEGETABLE OIL (THAI) PCL (F)	タイ・バーツ	75,906,558	86,687,967	0.38
2,288,000	TIANJIN DEVELOPMENT HLDGS LT	香港ドル	89,458,232	86,395,198	0.38

3,730,000	TIANNENG POWER INTL LTD	香港ドル	146,026,567	157,125,826	0.68
1,867,600	TICON INDUSTRIAL CONNECT (F)	タイ・パーツ	65,890,438	60,046,384	0.26
40,050	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	トルコリラ	10,164,678	10,931,087	0.05
235,410	TONG YANG LIFE INSURANCE	韓国ウォン	217,424,132	143,392,907	0.62
1,455,200	TOP GLOVE CORP BHD	マレーシア・リンギット	169,291,365	161,232,684	0.70
7,548,000	TPV TECHNOLOGY LTD	香港ドル	131,060,178	139,442,103	0.61
866,000	TRANSCEND INFORMATION INC	台湾ドル	161,451,997	193,980,615	0.84
4,572,000	WASION GROUP HOLDINGS LTD	香港ドル	131,099,910	135,048,528	0.59
1,841,250	WEIQIAO TEXTILE CO LTD -H-	香港ドル	78,995,246	60,367,880	0.26
14,360,000	WINBOND ELECTRONIC CORP	台湾ドル	148,553,463	180,932,842	0.79
1,776,000	WISTRON CORP	台湾ドル	229,224,937	177,797,954	0.77
10,088,000	XIWANG SPECIAL STEEL CO LTD	香港ドル	256,670,054	164,862,391	0.72
566,000	YOUNG FAST OPTOELECTRONICS	台湾ドル	93,274,640	88,209,026	0.38
39,091	YUHAN CORPORATION	韓国ウォン	349,104,868	301,555,107	1.31
株式合計			18,403,925,495	17,291,338,821	75.34

B. 預託証券			日本円	日本円	%
489,080	ASYA KATALIM BANKASI-ADR	米ドル	70,497,213	66,654,786	0.29
98,220	AUTONAVI HOLDINGS LTD-ADR	米ドル	91,271,294	85,612,298	0.37
55,720	CIA SANEAMENTO SPON GDR 144A	米ドル	227,702,649	284,135,404	1.24
132,660	COMMERCIAL INTL BANK ADR	米ドル	39,392,480	41,192,420	0.18
29,180	CREMER SA - SPON GDR 144A	米ドル	36,402,235	41,428,407	0.18
209,740	DOCTOR REDDYS LAB-ADR	米ドル	489,698,720	492,912,778	2.14
61,628	EURASIA DRILLING GDR REGS	米ドル	120,808,742	120,499,692	0.52
783,470	FEDERAL BANK LTD GDR REGS	米ドル	496,783,341	455,732,343	1.99
107,900	GLOBALTRA SPON GDR REG S	米ドル	164,846,451	140,309,310	0.61
1,338,800	GP INVESTMENTS LTD -BDR-	ブラジル・レアル	263,135,449	222,436,555	0.97
13,000	IRSA SP-ADR-	米ドル	11,695,517	7,151,215	0.03
73,650	KOZA ALTIN ISLETMEL-UNSP ADR	米ドル	84,791,383	103,198,502	0.45
70,110	MAGNESITA REFRACTORIOS SP ADR	米ドル	36,227,368	34,095,930	0.15
78,250	MINERVA SA SPON ADR	米ドル	69,175,003	95,014,342	0.41
110,660	PAMPA ENERGIA SA-SPON ADR	米ドル	96,275,013	40,727,583	0.18
56,740	PERFECT WORLD CO SPON ADR	米ドル	44,950,812	48,383,545	0.21
173,740	PHARMSTANDARD -GDR- REGS	米ドル	193,400,565	187,312,610	0.82
324,630	STERLITE INDUSTRIES INDIA -ADR-	米ドル	195,796,954	171,413,315	0.75
212,260	TOFAS TURK OTOMOBIL SP - GDR-	米ドル	146,601,565	144,799,315	0.63
預託証券合計			2,879,452,754	2,783,010,350	12.12

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2012年5月31日現在

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率＊
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 新株予約権			日本円	日本円	%
1,295,760	MACQUARIE BANK LTD PN 14JUN12 on McLead Russel India	米ドル	552,497,734	499,289,411	2.16
435,447	MACQUARIE BANK LTD PN 20MAR15 on Glenmark Pharmaceuticals	米ドル	218,699,555	218,959,760	0.95
2,208,600	MACQUARIE BANK LTD PN 26MAR15 on Sintex Industries	米ドル	304,701,176	166,522,891	0.73
407,520	MACQUARIE BANK LTD PN 26MAR15 on Jubilant Life Sciences	米ドル	133,289,478	101,372,945	0.44

新株予約権合計	1,209,187,943	986,145,007	4.28
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計	22,492,566,192	21,060,494,178	91.74
投資有価証券合計	22,492,566,192	21,060,494,178	91.74

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)＊
韓国		
	電気工学・電子	2.14
	繊維・衣料	2.06
	保険	1.81
	たばこ・アルコール飲料	1.71
	建設資材・貿易	1.57
	医薬品・化粧品	1.31
	小売・百貨店	1.26
	銀行およびその他の金融機関	1.25
	食料・農業	1.10
	自動車	0.90
	ホテル・レストラン	0.78
	化学品	0.58
	食品・ノンアルコール飲料	0.42
		16.89
台湾		
	電気工学・電子	15.2
	事務用品・コンピューター	0.77
	写真・光学	0.32
	各種消費財	0.14
		16.43
ブラジル		
	エネルギー・公益事業	1.77
	銀行およびその他の金融機関	1.60
	保険	1.22
	建設資材・貿易	1.12
	自動車	0.98
	製紙・林産物	0.85
	食品・ノンアルコール飲料	0.76
	不動産会社	0.70
	医療およびヘルスケア・サービス	0.33
	運輸	0.23
		9.56
香港		
	運輸	3.16
	通信	1.17
	エネルギー・公益事業	1.06
	化学品	0.97
	繊維・衣料	0.81
	事務用品・コンピューター	0.61
	電気工学・電子	0.59

医療およびヘルスケア・サービス	0.54
複合企業	0.38
小売・百貨店	0.20
	9.49

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)＊
インド		
	医薬品・化粧品	3.53
	食品・ノンアルコール飲料	2.16
	銀行およびその他の金融機関	1.99
	石炭採掘・鉄鋼業	0.75
	各種消費財	0.73
		9.16
中国		
	運輸	1.71
	通信	1.37
	化学品	1.32
	機械・装置製造	0.72
	繊維・衣料	0.71
	電気工学・電子	0.39
	ソフトウェア会社	0.37
	石油	0.29
	自動車	0.26
	小売・百貨店	0.19
	航空宇宙産業	0.15
		7.48
マレーシア		
	持株および金融会社	1.58
	インフラ	1.26
	医療およびヘルスケア・サービス	0.72
		3.56
南アフリカ		
	建設資材・貿易	1.24
	ソフトウェア会社	0.70
	製紙・林産物	0.62
	小売・百貨店	0.21
	通信	0.13
		2.90
ロシア		
	医薬品・化粧品	0.82
	運輸	0.61
	電気工学・電子	0.53
	化学品	0.33
		2.29

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)＊
インドネシア		
	農業・漁業	0.93
	非鉄金属	0.92
	石油	0.35
		2.20
メキシコ		
	インフラ	0.80
	建設資材・貿易	0.70
	運輸	0.46
	各種消費財	0.17
		2.13
トルコ		
	自動車	0.68
	貴金属・宝石	0.51
	建設資材・貿易	0.44
	銀行およびその他の金融機関	0.31
		1.94
タイ		
	自動車	0.46
	機械・装置製造	0.41
	食品・ノンアルコール飲料	0.38
	各種サービス	0.30
	不動産会社	0.26
		1.81
サウジアラビア		
	石油	1.66
		1.66
ケイマン諸島		
	各種消費財	0.95
	建設資材・貿易	0.20
		1.15
バミューダ諸島		
	持株および金融会社	0.97
		0.97

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)※
イギリス		
	不動産会社	0.54
	貴金属・宝石	0.36
		0.90
キプロス		
	石油	0.52
		0.52
ポーランド		
	ソフトウェア会社	0.31
		0.31
アルゼンチン		
	電気工学・電気エネルギー	0.18
	不動産会社	0.03
		0.21
エジプト		
	銀行およびその他の金融機関	0.18
		0.18
投資有価証券合計		91.74

（※）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of net assets as at May 31, 2012****Nikko BNY Mellon Emerging Markets
Mid-Small Cap Equity Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund JPY
Assets		
Investments		
At cost		22,492,566,192
At market value	2.2	21,060,494,178
Subscriptions receivable		917,679,004
Dividend receivable	2.7	659,555,613
Cash at bank		411,411,776
Formation expenses	2.4	12,741,974
Other assets		185,735
Total assets		23,062,068,280
Liabilities		
Redemptions payable		34,689,825
Manager fees payable	3	19,466,506
Payable on investments purchased		15,979,364
Marketing fees payable	3	13,337,594
Distributor fees payable	6	8,338,638
Printing and publishing expenses payable		4,170,460
Professional expenses payable		1,947,691
Agent Company fees payable	7	1,852,303
Administrator fees payable	4	1,851,844
Legal expenses payable		1,119,339
Custodian fees payable	5	925,476
Trustee fees payable	8	803,464
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	122,412
Total liabilities		104,604,916
Total net assets		22,957,463,364
Net assets		
JPY Class A Accumulation Unit	JPY	491,755
JPY Class A Distribution Unit	JPY	462,917
JPY Class B Accumulation Unit	JPY	15,429,370,770
JPY Class B Distribution Unit	JPY	7,527,137,922
Number of units outstanding		
JPY Class A Accumulation Units		500,000
JPY Class A Distribution Units		500,000
JPY Class B Accumulation Units		15,734,248,012
JPY Class B Distribution Units		8,154,677,211
Net asset value per unit		
JPY Class A Accumulation Unit	JPY	0.9835
JPY Class A Distribution Unit	JPY	0.9258
JPY Class B Accumulation Unit	JPY	0.9806
JPY Class B Distribution Unit	JPY	0.9230

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of operations and changes in net assets for the period from
October 13, 2011 (inception date) to May 31, 2012**

**Nikko BNY Mellon Emerging Markets
Mid-Small Cap Equity Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund JPY
Income		
Dividend income	2.7	374,458,126
Bank interest	2.6	126,784
Total income		374,584,910
Expenses		
Manager fees	3	125,594,130
Marketing fees	3	86,052,456
Distributor fees	6	53,799,605
Agent Company fees	7	11,950,741
Administrator fees	4	11,947,808
Transactions expenses		9,245,390
Custodian fees	5	5,970,971
Safekeeping fees		5,834,685
Printing and publishing expenses		5,345,460
Professional expenses		1,947,691
Formation expenses	2.4	1,433,082
Trustee fees	8	1,344,575
Legal expenses		1,138,945
Registration fees		10,940
Other expenses		17,270,992
Total expenses		338,887,471
Net investment gain		35,697,439

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the period from October 13, 2011 (inception date) to May 31, 2012 (continued)
--

**Nikko BNY Mellon Emerging Markets
Mid-Small Cap Equity Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund JPY
Net investment gain		35,697,439
Net realised		
Gain on investments		2,616,423,043
Loss on foreign exchange		(244,305,686)
Net realised gain for the period		2,407,814,796
Net change in unrealised		

Depreciation on investments	(1,432,072,014)
Depreciation on forward foreign exchange contracts	(122,412)

Net increase in net assets as result of operations	975,620,370
---	--------------------

Movement in capital

Subscriptions of units	54,348,664,005
Redemptions of units	(31,831,181,673)

Net movement in capital	22,517,482,332
--------------------------------	-----------------------

Distribution	11,13	(535,639,338)
---------------------	--------------	----------------------

Net assets at the beginning of the period	0
--	----------

Net assets at the end of the period	22,957,463,364
--	-----------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information	UNAUDITED
--------------------------------	------------------

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund			
JPY Class A Accumulation Unit	JPY Class A Distribution Unit	JPY Class B Accumulation Unit	JPY Class B Distribution Unit

Number of units outstanding at the end of the period :				
number of units issued	500,000	500,000	38,924,778,012	12,795,487,211
number of units redeemed	-	-	(23,190,530,000)	(4,640,810,000)
May 31, 2012	500,000	500,000	15,734,248,012	8,154,677,211
Total net assets at the end of the period :				
	JPY	JPY	JPY	JPY
May 31, 2012	491,755	462,917	15,429,370,770	7,527,137,922
Net asset value per unit at the end of the period :				
	JPY	JPY	JPY	JPY
May 31, 2012	0.9835	0.9258	0.9806	0.9230

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements
--

(As at May 31, 2012)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Note 1 - Activity and objectives

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated October 13, 2011, both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Investors may subscribe for Units in four different classes:

Class A Accumulation Units
 Class A Distribution Units
 Class B Accumulation Units
 Class B Distribution Units

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue long-term asset growth by investing primarily in the stocks of small to medium capitalisation companies listed or registered in Emerging Markets. The Sub-Investment Manager may, however, invest in securities listed or registered outside of Emerging Markets.

The stocks of small capitalisation companies and medium capitalisation companies shall mean stocks of companies whose market capitalisations are, respectively, less than USD4 billion and less than USD8 billion but no less than USD4 billion at the time of purchase of such stocks. However, the definition of a small capitalisation company and/or medium capitalisation company may be subject to adjustment over time in the discretion of the Sub-Investment Manager with the approval of the Manager. The Sub-Investment Manager may also invest in stocks of companies whose market capitalisation is equal to or larger than USD8 billion.

The Base Currency of the investment portfolio of the Series Trust is US dollars. However, the Sub-Investment Manager may invest in securities denominated in currencies other than US dollars. It is not anticipated that foreign exchange hedging transactions will be entered into in order to reduce the exposure to foreign exchange fluctuations in US dollars against non-US dollar denominated assets.

The Manager and/or its delegates is/are also be permitted to invest for the account of the Series Trust in investments that include, but are not limited to, cash and cash equivalents, stock purchase rights and stock warrants. In addition, the Manager and/or its delegates may enter into derivative transactions, including but not limited to P-Notes, exchange-traded and over-the-counter futures, options, forwards, swaps and other derivative instruments.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2012)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund**Note 1 - Activity and objectives (continued)**

The Sub-Investment Manager may, for the account of the Series Trust, gain exposure to any of the above asset classes through investing in collective investment schemes including, without limitation, collective investment schemes that are managed by affiliates of The Bank of New York Mellon Corporation.

Investors may subscribe for Units in Yen in four different classes. No foreign exchange hedging transactions will be entered into in relation to the classes of Units.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional sub-investment managers or investment advisers in its discretion.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses), provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)
--

(As at May 31, 2012)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets (continued)

- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated into Japanese yen at exchange rates ruling at the end of the period. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the period.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight-line basis over a period of five years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2012)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Note 3 - Manager and Marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 1.05 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.72% per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear. In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.05 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of:

- (a) in respect of Class A Units, 0.70% per annum of that part of the net asset value attributable to the Class A Units; and
- (b) in respect of Class B Units, 0.45% per annum of that part of the net asset value attributable to Class B Units,

in each case accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)
--

(As at May 31, 2012)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a minimum fee per annum of USD 10,000.

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at May 31, 2012, the following forward foreign exchange contract was open:

Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	205,857,822	USD	2,610,603.35	05/06/2012	(122,412)
Total unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management					(122,412)

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2012)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund**Note 11 - Distribution**

Distribution made by the Series Trust during the period ending May 31, 2012 are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
JPY Class A Accumulation Unit			
0.01 JPY	15/05/2012	16/05/2012	22/05/2012
JPY Class A Distribution Unit			
0.0265 JPY	15/02/2012	16/02/2012	22/02/2012
0.0265 JPY	15/03/2012	16/03/2012	22/03/2012
0.0265 JPY	16/04/2012	17/04/2012	20/04/2012
JPY Class B Accumulation Unit			
0.01 JPY	15/05/2012	16/05/2012	22/05/2012
JPY Class B Distribution Unit			
0.0265 JPY	15/02/2012	16/02/2012	22/02/2012
0.0265 JPY	15/03/2012	16/03/2012	22/03/2012

0.0265 JPY

16/04/2012

17/04/2012

20/04/2012

Note 12 - Exchange rates

The exchange rate used as at May 31, 2012 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
BRL	39.0946	PLN	22.2717
GBP	121.9959	RUB	2.3916
HKD	10.1506	SGD	61.2557
HUF	0.3253	THB	2.4732
IDR	0.0083	TRY	42.6476
JPY	1.0000	TWD	2.6415
KRW	0.0668	USD	78.8146
MXN	5.5785	ZAR	9.2359
MYR	24.7874		

Note 13 - Subsequent event

Distribution made by the Series Trust after the period ended are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
JPY Class A Distribution Unit			
0.0300 JPY	18/09/2012	19/09/2012	24/09/2012
0.0300 JPY	15/10/2012	16/10/2012	19/10/2012
JPY Class B Distribution Unit			
0.0300 JPY	18/09/2012	19/09/2012	24/09/2012
0.0300 JPY	15/10/2012	16/10/2012	19/10/2012

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of investments as at May 31, 2012****Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund**

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Shares			JPY	JPY	%
2,367,000	361 DEGREES INTERNATIONAL	HKD	79,811,975	46,851,501	0.20
28,715	ACRON (USD)	USD	98,750,433	76,264,042	0.33
205,800	AFRICAN BARRICK GOLD LTD	GBP	114,759,053	83,174,603	0.36
1,287,000	ALTEK CORP	TWD	80,553,325	72,920,633	0.32
21,924,500	ANEKA TAMBANG TBK PT	IDR	303,229,197	210,616,891	0.92
5,536,000	ANTON OILFIELD SERVICES GROUP	HKD	67,603,725	66,308,428	0.29
1,339,000	ASIA CEMENT CHINA HLDGS	HKD	49,179,810	44,852,345	0.20
307,450	ASIAINFO LINKAGE INC	USD	174,056,856	266,531,340	1.16
69,090	ASSECO POLAND SA	PLN	77,083,366	71,242,704	0.31
75,960	ASYA KATILIM BANKASI AS	TRY	5,174,242	5,215,448	0.02
853,200	BANCO ABC BRASIL SA -PREF-	BRL	452,800,300	366,897,759	1.60
573,000	BASSO INDUSTRY CORP	TWD	27,517,088	32,314,473	0.14
6,352,000	BEIJING CAPITAL INTL AIRPORT -H-	HKD	238,271,293	315,289,853	1.37
56,425	BINGGRAE CO LTD	KRW	248,677,137	251,742,160	1.10
10,469,000	BISI INTERNATIONAL PT	IDR	81,585,713	68,212,735	0.30
2,870,200	BOUSTEAD HOLDINGS BHD	MYR	376,271,386	362,831,691	1.58
285,200	BRASIL INSURANCE PARTICIPAOES SA	BRL	229,706,445	191,769,482	0.84
4,258,000	BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	HKD	110,776,488	88,603,354	0.39
8,883,192	CANDO CORP	TWD	233,076,580	211,181,634	0.92
5,582,000	CHINA BLUECHEMICAL LTD-H	HKD	339,840,165	303,700,332	1.32

10,259,000	CHINA DONGXIANG GROUP CO	HKD	121,107,536	103,093,401	0.45
5,369,000	CHINA POWER INTERNATIONAL	HKD	94,492,033	88,287,468	0.38
71,100	CIA SANEAMENTO MINAS GERAIS	BRL	116,656,710	121,409,803	0.53
297,740	CIMSA CIMENTO SANAYI VE	TRY	109,266,785	101,072,059	0.44
7,513,500	COMBA TELECOM SYSTEMS HOLDINGS LTD	HKD	412,152,261	267,694,872	1.17
1,756,400	CONSORCIO ARA SAB DE CV SER	MXN	37,363,751	39,388,321	0.17
3,594,000	CORETRONIC CORP	TWD	232,770,327	262,018,371	1.14
3,440,000	COSCO PACIFIC LTD	HKD	330,927,989	332,419,151	1.45
47,600	CREMER SA	BRL	30,008,160	33,681,161	0.15
1,350,000	CTCI CORP	TWD	142,138,620	217,167,908	0.95
654,500	DESARROLLADORA HOMEX SAB DE CV	MXN	146,379,423	113,148,609	0.49
439,200	DIRECIONAL ENGENHARIA SA	BRL	173,260,211	159,678,633	0.70
605,450	DRAGON OIL PLC - GBP	GBP	395,154,517	380,003,498	1.66
522,800	DURATEX SA	BRL	197,918,856	194,364,803	0.85
930,000	DYNAPACK INTERNATIONAL TECHNOLOGY	TWD	334,874,291	379,538,660	1.65
1,536,700	EMPRESAS ICA SAB DE CV	MXN	173,573,078	184,137,126	0.80
61,623	FILA KOREA LTD	KRW	350,203,455	321,441,388	1.40
3,444,000	GAMUDA BHD	MYR	270,381,308	289,391,464	1.26
2,546,000	GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	TWD	147,489,323	175,863,082	0.77
16,666,000	GLOBAL BIO-CHEM TECHNOLOGY	HKD	243,031,840	223,303,718	0.97
117,050	GRAND KOREA LEISURE CO LTD	KRW	146,969,742	178,243,700	0.78
186,200	GRUPO AEROPORTUARIO DE SURESTE	MXN	81,290,010	106,385,500	0.46
197,262	GRUPO CEMENTOS CHIHUAHUA	MXN	50,029,389	48,066,672	0.21
758,000	HAINAN MEILAN INTL AIRPORT H	HKD	39,520,517	34,623,611	0.15
286,900	HITE JINRO CO LTD	KRW	550,158,041	392,818,862	1.71

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2012 (continued)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Shares (continued)			JPY	JPY	%
29,859	HYUNDAI DEPT STORE CO	KRW	345,439,699	289,168,635	1.26
228,640	HYUNDAI DEVELOPMENT CO	KRW	338,309,513	359,625,970	1.57
152,560	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	KRW	151,586,233	122,272,797	0.53
148,580,300	INT REG DISTR NET CO URALA OAO(USD)	USD	89,392,279	72,248,277	0.31
43,971,030	INTER REG DIST NET CO CENT JSC(USD)	USD	83,609,825	50,247,648	0.22
115,160	JD GROUP LTD	ZAR	50,408,383	48,362,112	0.21
527,929	JUSUNG ENGINEERING CO LTD	KRW	359,101,605	264,098,090	1.15
354,531	KOREAN REINSURANCE CO	KRW	358,496,036	273,491,683	1.19
9,920	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	TRY	10,876,595	13,918,371	0.06
71,570	LG FASHION CORP	KRW	221,195,514	151,529,853	0.66
485,000	LIANHUA SUPERMARKET HLDGS -H-	HKD	47,497,021	42,781,121	0.19
177,200	LOG-IN LOGISTICA INTERMODAL	BRL	47,718,387	52,786,177	0.23
10,900	MAGNESITA REFRATARIOS SA	BRL	2,561,105	2,633,397	0.01
19,136	MANDO CORP	KRW	234,206,692	205,771,376	0.90
5,240,000	MEDCO ENERGI INTERNASIONAL TBK	IDR	108,051,774	79,227,421	0.35
238,000	MILLS ESTRUTURAS E SERVICOS DE ENGE	BRL	241,941,072	220,044,049	0.96
264,900	MINERVA SA	BRL	73,373,063	80,153,860	0.35
642,000	MINTH GROUP LTD	HKD	47,043,217	59,301,689	0.26
78,863	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	KRW	189,952,669	165,127,255	0.72
1,166,020	MURRAY AND ROBERTS HOLDINGS	ZAR	272,070,968	285,169,209	1.24
2,701,000	NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD	TWD	451,372,970	347,811,383	1.52
237,060	NET 1 UEPS TECHNOLOGIES INC	USD	131,636,621	160,857,950	0.70
6,793	NONGSHIM CO LTD	KRW	111,424,711	95,504,017	0.42
1,902,000	NOVATEK MICROELECTRONICS CO	TWD	421,307,709	445,132,006	1.94
2,246,000	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	HKD	76,344,642	79,109,724	0.34
44,998	PHARMANIAGA BERHAD	MYR	5,534,191	5,072,669	0.02

2,173,000	POWERTECH TECHNOLOGY INC	TWD	349,477,221	331,766,211	1.45
1,038,000	RADIANT OPTO ELECTRONICS CORP	TWD	239,074,410	368,777,338	1.61
614,300	RANDON PARTICIPACOES SA -PREF-	BRL	247,944,934	225,500,565	0.98
1,683,940	RAVEN RUSSIA LTD	GBP	108,885,052	123,767,778	0.54
6,294,500	SAMPOERNA AGRO TBK PT	IDR	164,970,607	144,597,103	0.63
560,940	SAPPI LTD	ZAR	129,766,581	142,005,150	0.62
7,876,000	SHENZHEN EXPRESSWAY CO -H-	HKD	268,477,665	233,442,112	1.02
136,106	SILICON WORKS CO LTD	KRW	270,982,970	227,261,151	0.99
5,160,000	SINO BIOPHARMACEUTICAL	HKD	110,022,898	124,657,181	0.54
2,999,000	SINO THAI ENGR AND CONSTR PCL (F)	THB	109,945,839	94,939,312	0.41
12,053,000	SINOTRANS LIMITED -H-	HKD	160,941,107	157,824,896	0.69
6,461,000	SITOT GROUP HOLDINGS LTD	HKD	191,017,627	218,390,941	0.95
38,192	SK CHEMICALS CO LTD	KRW	154,192,196	132,387,714	0.58
1,507,800	SOMBOON ADV TECH (F)	THB	114,476,190	106,279,192	0.46
154,537	SUL AMERICA SA -UNITS-	BRL	91,998,583	86,391,306	0.38
5,320,000	TECO ELECTRIC AND MACHINERY CO LTD	TWD	252,405,452	285,267,475	1.24
136,640	TELKOM SA LTD	ZAR	36,952,608	30,300,421	0.13
2,108,000	TEXWINCA HOLDINGS LTD	HKD	194,262,145	185,943,511	0.81
4,236,000	THAI TAP WATER SUPPLY (F)	THB	68,238,903	68,620,977	0.30

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2012 (continued)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Shares (continued)			JPY	JPY	%
1,701,500	THAI VEGETABLE OIL (THAI) PCL (F)	THB	75,906,558	86,687,967	0.38
2,288,000	TIANJIN DEVELOPMENT HLDGS LT	HKD	89,458,232	86,395,198	0.38
3,730,000	TIANNENG POWER INTL LTD	HKD	146,026,567	157,125,826	0.68
1,867,600	TICON INDUSTRIAL CONNECT (F)	THB	65,890,438	60,046,384	0.26
40,050	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	TRY	10,164,678	10,931,087	0.05
235,410	TONG YANG LIFE INSURANCE	KRW	217,424,132	143,392,907	0.62
1,455,200	TOP GLOVE CORP BHD	MYR	169,291,365	161,232,684	0.70
7,548,000	TPV TECHNOLOGY LTD	HKD	131,060,178	139,442,103	0.61
866,000	TRANSCEND INFORMATION INC	TWD	161,451,997	193,980,615	0.84
4,572,000	WASION GROUP HOLDINGS LTD	HKD	131,099,910	135,048,528	0.59
1,841,250	WEIQIAO TEXTILE CO LTD -H-	HKD	78,995,246	60,367,880	0.26
14,360,000	WINBOND ELECTRONIC CORP	TWD	148,553,463	180,932,842	0.79
1,776,000	WISTRON CORP	TWD	229,224,937	177,797,954	0.77
10,088,000	XIWANG SPECIAL STEEL CO LTD	HKD	256,670,054	164,862,391	0.72
566,000	YOUNG FAST OPTOELECTRONICS	TWD	93,274,640	88,209,026	0.38
39,091	YUHAN CORPORATION	KRW	349,104,868	301,555,107	1.31
Total shares			18,403,925,495	17,291,338,821	75.34
B. Depositary receipts			JPY	JPY	%
489,080	ASYA KATALIM BANKASI-ADR	USD	70,497,213	66,654,786	0.29
98,220	AUTONAVI HOLDINGS LTD-ADR	USD	91,271,294	85,612,298	0.37
55,720	CIA SANEAMENTO SPON GDR 144A	USD	227,702,649	284,135,404	1.24
132,660	COMMERCIAL INTL BANK ADR	USD	39,392,480	41,192,420	0.18
29,180	CREMER SA - SPON GDR 144A	USD	36,402,235	41,428,407	0.18
209,740	DOCTOR REDDYS LAB-ADR	USD	489,698,720	492,912,778	2.14
61,628	EURASIA DRILLING GDR REGS	USD	120,808,742	120,499,692	0.52
783,470	FEDERAL BANK LTD GDR REGS	USD	496,783,341	455,732,343	1.99
107,900	GLOBALTRA SPON GDR REG S	USD	164,846,451	140,309,310	0.61
1,338,800	GP INVESTMENTS LTD -BDR-	BRL	263,135,449	222,436,555	0.97
13,000	IRSA SP-ADR-	USD	11,695,517	7,151,215	0.03

73,650	KOZA ALTIN ISLETMEL-UNSP ADR	USD	84,791,383	103,198,502	0.45
70,110	MAGNESITA REFRATRIOS SP ADR	USD	36,227,368	34,095,930	0.15
78,250	MINERVA SA SPON ADR	USD	69,175,003	95,014,342	0.41
110,660	PAMPA ENERGIA SA-SPON ADR	USD	96,275,013	40,727,583	0.18
56,740	PERFECT WORLD CO SPON ADR	USD	44,950,812	48,383,545	0.21
173,740	PHARMSTANDARD -GDR- REGS	USD	193,400,565	187,312,610	0.82
324,630	STERLITE INDUSTRIES INDIA -ADR-	USD	195,796,954	171,413,315	0.75
212,260	TOFAS TURK OTOMOBIL SP - GDR-	USD	146,601,565	144,799,315	0.63

Total depositary receipts	2,879,452,754	2,783,010,350	12.12
---------------------------	---------------	---------------	-------

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2012 (continued)

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Warrants			JPY	JPY	%
1,295,760	MACQUARIE BANK LTD PN 14JUN12 on McLead Russel India	USD	552,497,734	499,289,411	2.16
435,447	MACQUARIE BANK LTD PN 20MAR15 on Glenmark Pharmaceuticals	USD	218,699,555	218,959,760	0.95
2,208,600	MACQUARIE BANK LTD PN 26MAR15 on Sintex Industries	USD	304,701,176	166,522,891	0.73
407,520	MACQUARIE BANK LTD PN 26MAR15 on Jubilant Life Sciences	USD	133,289,478	101,372,945	0.44
Total warrants			1,209,187,943	986,145,007	4.28
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			22,492,566,192	21,060,494,178	91.74
Total investments			22,492,566,192	21,060,494,178	91.74

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments

UNAUDITED

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Republic of Korea	Electrical Engineering & Electronic	2.14
	Textiles & Garments	2.06
	Insurance	1.81
	Tobacco & Alcoholic Drinks	1.71
	Building Materials & Trade	1.57
	Pharmaceuticals & Cosmetics	1.31
	Retail Trade & Department Stores	1.26

	Banks & Other Credit Institutions	1.25
	Food & Agriculture	1.10
	Road Vehicles	0.90
	Hotels & Restaurants	0.78
	Chemicals	0.58
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.42
		<u>16.89</u>
Taiwan		
	Electrical Engineering & Electronic	15.2
	Office Supplies & Computing	0.77
	Photographic & Optics	0.32
	Miscellaneous Consumer Goods	0.14
		<u>16.43</u>
Brazil		
	Energy & Public Utilities	1.77
	Banks & Other Credit Institutions	1.60
	Insurance	1.22
	Building Materials & Trade	1.12
	Road Vehicles	0.98
	Paper & Forest Products	0.85
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.76
	Real Estate Companies	0.70
	Medical And Healthcare Services	0.33
	Transportation	0.23
		<u>9.56</u>
Hong Kong		
	Transportation	3.16
	Communications	1.17
	Energy & Public Utilities	1.06
	Chemicals	0.97
	Textiles & Garments	0.81
	Office Supplies & Computing	0.61
	Electrical Engineering & Electronic	0.59
	Medical And Healthcare Services	0.54
	Conglomerates	0.38
	Retail Trade & Department Stores	0.20
		<u>9.49</u>

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
--	------------------

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)

Country	Economical sector	Ratio (%) *
India		
	Pharmaceuticals & Cosmetics	3.53
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	2.16
	Banks & Other Credit Institutions	1.99
	Coal Mining & Steel Industry	0.75
	Miscellaneous Consumer Goods	0.73
		<u>9.16</u>
China		
	Transportation	1.71
	Communications	1.37
	Chemicals	1.32

	Machine & Apparatus Construction	0.72
	Textiles & Garments	0.71
	Electrical Engineering & Electronic	0.39
	Software Companies	0.37
	Petroleum	0.29
	Road Vehicles	0.26
	Retail Trade & Department Stores	0.19
	Aerospace Industry	0.15
		<u>7.48</u>
Malaysia		
	Holding & Finance Companies	1.58
	Infrastructure	1.26
	Medical And Healthcare Services	0.72
		<u>3.56</u>
South Africa		
	Building Materials & Trade	1.24
	Software Companies	0.70
	Paper & Forest Products	0.62
	Retail Trade & Department Stores	0.21
	Communications	0.13
		<u>2.90</u>
Russia		
	Pharmaceuticals & Cosmetics	0.82
	Transportation	0.61
	Electrical Engineering & Electronic	0.53
	Chemicals	0.33
		<u>2.29</u>

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
--	------------------

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Indonesia		
	Agriculture & Fishery	0.93
	Non-Ferrous Metals	0.92
	Petroleum	0.35
		<u>2.20</u>
Mexico		
	Infrastructure	0.80
	Building Materials & Trade	0.70
	Transportation	0.46
	Miscellaneous Consumer Goods	0.17
		<u>2.13</u>
Turkey		
	Road Vehicles	0.68
	Precious Metals And Stones	0.51
	Building Materials & Trade	0.44

Banks & Other Credit Institutions		0.31
		1.94
Thailand		
	Road Vehicles	0.46
	Machine & Apparatus Construction	0.41
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.38
	Miscellaneous Services	0.30
	Real Estate Companies	0.26
		1.81
Saudi Arabia		
	Petroleum	1.66
		1.66
Cayman Islands		
	Miscellaneous Consumer Goods	0.95
	Building Materials & Trade	0.20
		1.15
Bermuda		
	Holding & Finance Companies	0.97
		0.97

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
--	------------------

Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
United Kingdom		
	Real Estate Companies	0.54
	Precious Metals And Stones	0.36
		0.90
Cyprus		
	Petroleum	0.52
		0.52
Poland		
	Software Companies	0.31
		0.31
Argentina		
	Electrical Eng & Elect Energy	0.18
	Real Estate Companies	0.03
		0.21
Egypt		
	Banks & Other Credit Institutions	0.18
		0.18
Total investments		91.74

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（i）実績分配型クラスA受益証券

（2012年9月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	502,204
II 負債総額	785
III 純資産総額（I－II）	501,419
IV 発行済受益証券口数	500,000口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	1.0028

（ii）実績分配型クラスB受益証券

（2012年9月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	8,526,393,571
II 負債総額	18,130,535
III 純資産総額（I－II）	8,508,263,036
IV 発行済受益証券口数	8,526,687,211口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	0.9978

（iii）資産形成型クラスA受益証券

（2012年9月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	535,050
II 負債総額	834
III 純資産総額（I－II）	534,216
IV 発行済受益証券口数	500,000口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	1.0684

（iv）資産形成型クラスB受益証券

（2012年9月末日現在）

	円（IVを除く。）
I 資産総額	17,916,337,213
II 負債総額	37,022,678
III 純資産総額（I－II）	17,879,314,535
IV 発行済受益証券口数	16,816,258,012口
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	1.0632

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、または1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者により（当該議案が受益者決議の場合）もしくはファンドの受益証券の10分の1以上を保有する登録受益者により（当該議案がファンド決議の場合）書面で要請された場合、当該通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合は当該ファンドの受益者に対し、15日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授權された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日に行われます。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合はこの限りでなく、この場合、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により（当該議案が受益者決議の場合）または当該ファンドの受益証券口数の過半数を保有する受益者により（当該議案がファンド決議の場合）承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。投票において、議決は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができます。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、自らが保有するいずれの受益証券についても譲渡することができます。ただし、譲受人は、譲受人の身元を証明するため、関連もしくは該当する法域における法律規定、政府その他の要件もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社または適法に授權された受託会社の代理人が要求する情報を事前に提供するものとします。さらに、譲受人は、（a）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、（b）譲受人が専ら投資目的のために自己勘定で受益証券を取得すること、および（c）受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき、書面で受託会社に対して表明する必要があります。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2012年9月末日現在、管理会社の資本金の額は、246,310円で、全額払込済です。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。なお、管理会社の純資産の額は、2012年6月末日現在、約33億5,344万円です。

最近5年間に資本の増減はなされていません。ただし、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更されました。

（2）管理会社の機構（2012年9月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の5名の取締役から構成されます。

スティーブ・リピナー	取締役
スコット・レノン	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
ジェーン・ケー	取締役
山口省吾	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理します。

管理会社は、ファンドの管理事務をSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含みます。

2012年8月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	19	539,748,101,839円
	オープン・エンド型 会社型投資信託	2	10,166,096,194円

3【管理会社の経理状況】

（１）管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）管理会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）及び当事業年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

	（単位：千円）	
	前事業年度 （平成22年12月31日）	当事業年度 （平成23年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,731,343	3,090,474
未収委託者報酬	408,326	324,386
前払販売関連費用	12,920,875	14,555,729
未収入金	1,729,185	1,437,920
その他流動資産	103,300	-
流動資産計	16,893,031	19,408,511
資産合計	16,893,031	19,408,511
負債の部		
流動負債		
未払金	1,130,702	895,652
未払費用	1,033,148	1,290,697
仮受金	-	7
流動負債計	2,163,850	2,186,357
固定負債		
長期借入金	11,928,501	14,138,426
固定負債計	11,928,501	14,138,426
負債合計	14,092,351	16,324,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,606,604	1,889,650
純資産合計	2,800,680	3,083,727
負債・純資産合計	16,893,031	19,408,511

（２）【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自平成22年 1 月 1 日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年 1 月 1 日 至平成23年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,031,543	4,098,125
販売管理報酬等	7,892,108	8,751,600
営業収益計	11,923,651	12,849,725
営業費用		
支払手数料	4,005,557	4,050,393
販売関連費用	6,646,895	7,225,981
営業費用計	10,652,452	11,276,375
一般管理費		
諸経費	7,321	9,727
一般管理費計	7,321	9,727
営業利益	1,263,878	1,563,622
営業外収益		
受取利息	1,650	1,847
為替差益	-	-
営業外収益計	1,650	1,847
営業外費用		
支払利息	268,572	501,913
為替差損	27,247	11,023
営業外費用計	295,819	512,937
経常利益	969,709	1,052,531
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	※ 1 259,591	769,485
税引前当期純利益	710,118	283,046
当期純利益	710,118	283,046

（３）株主資本等変動計算書

	(単位：千円)	
--	---------	--

	前事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)	当事業年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	246	246
当期変動額	—	—
当期末残高	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	1,193,830	1,193,830
当期変動額	—	—
当期末残高	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	896,486	1,606,604
当期変動額		
当期純利益	710,118	283,046
当期変動額合計	710,118	283,046
当期末残高	1,606,604	1,889,650
株主資本合計		
前期末残高	2,090,561	2,800,680
当期変動額		
当期純利益	710,118	283,046
当期変動額合計	710,118	283,046
当期末残高	2,800,680	3,083,727
純資産合計		
前期末残高	2,090,561	2,800,680
当期変動額		
当期純利益	710,118	283,046
当期変動額合計	710,118	283,046
当期末残高	2,800,680	3,083,727

重要な会計方針

項目	前事業年度 〔 自平成22年1月1日 至平成22年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日 〕
1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法	同左

2. 前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売 会社に支払った販売手数料を計上し ており、将来ファンドから収受する販 売管理報酬及び解約時には投資家か ら回収する手数料（販売管理報酬 等）に対応させて営業費用の販売関 連費用にて計上しております。	同左
----------------------	---	----

会計方針の変更

前事業年度 〔 自平成22年1月1日 〕 〔 至平成22年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成23年12月1日 〕 〔 至平成23年12月31日 〕
	資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基 準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企 業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を 適用しております。 この変更による当事業年度の損益に与える影響 はありません。

注記事項

(損益計算書関係)

前事業年度 〔 自平成22年1月1日 〕 〔 至平成22年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成23年1月1日 〕 〔 至平成23年12月31日 〕
※ 1. 前払販売関連費用追加償却費 前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取 キャッシュフローの見込額が減少したため、当該見 込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償 却費を認識しております。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000
優先株式（株）	1,000	—	—	1,000

当事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000
優先株式（株）	1,000	—	—	1,000

（金融商品の状況に関する事項）

前事業年度（平成22年12月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。なお、先物為替予約は毎月末に契約を締結しているため、期末日の時価は零になっております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（1）現金・預金	1,731,343	1,731,343	—
（2）未収委託者報酬	408,326	408,326	—
（3）未収入金	1,729,185	1,729,185	—
資産計	3,868,854	3,868,854	—

(1) 未払金	1,130,702	1,130,702	—
(2) 未払費用	1,033,148	1,033,148	—
(3) 長期借入金	11,928,501	11,928,501	—
負債計	14,092,351	14,092,351	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,731,343	—	—	—
未収委託者報酬	408,326	—	—	—
未収入金	1,729,185	—	—	—
合 計	3,868,854	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,438,685	2,438,685	2,438,685	2,438,685	1,938,581	235,179
合 計	2,438,685	2,438,685	2,438,685	2,438,685	1,938,581	235,179

当事業年度（平成23年12月31日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。なお、先物為替予約は毎月末に契約を締結しているため、期末日の時価は零になっております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,090,474	3,090,474	—
（２）未収委託者報酬	324,386	324,386	—
（３）未収入金	1,437,920	1,437,920	—
資産計	4,852,781	4,852,781	—
（１）未払金	895,652	895,652	—
（２）未払費用	1,290,697	1,290,697	—
（３）長期借入金	14,138,426	14,138,426	—

負債計	16,324,776	16,324,776	—
-----	------------	------------	---

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,090,474	—	—	—
未収委託者報酬	324,386	—	—	—
未収入金	1,437,920	—	—	—
合 計	4,852,781	—	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,127,350	3,127,350	3,127,350	2,915,969	1,133,890	706,514
合 計	3,127,350	3,127,350	3,127,350	2,915,969	1,133,890	706,514

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	前事業年度 (平成22年12月31日)			当事業年度 (平成23年12月31日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建						
	イギリスポンド USドル	404,352 415,446	— —	— —	389,248 395,760	— —	— —
合計		819,798	—	—	785,008	—	—

(注) 1. 時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,098,125	8,751,600	12,849,725

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日改正分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産運用業務	なし	投資運用委託、役員の兼任	(注2) 投資運用委託	2,555,030	未払費用	542,873
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795 百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託、役員の兼任	(注2) 投資運用委託	1,244,681	未払費用	407,995
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135 百万米ドル	銀行業	なし	資金の預入	(注3) 資金の預入(純額)	745,140	預金	1,240,148
						資金の借入	(注3) 資金の借入(純額) 利息の支払	601,110 268,572	長期借入金 未払利息	11,928,501 452

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針

（1）取引金額には、消費税等は含まれておりません。

（2）当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。

（3）当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	------------------	-------------------	----------------------------	-------------------	-----------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万ポンド	資産運用業務	なし	投資運用委託、役員の兼任	(注2)投資運用委託	1,569,326	未払費用	634,417
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795 百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託、役員の兼任	(注2)投資運用委託	2,350,191	未払費用	629,764
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135 百万米ドル	銀行業	なし	資金の預入	(注3)資金の預入(純額)	1,313,526	預金	2,553,673
						資金の借入	(注3)資金の借入(純額)	2,209,924	長期借入金	14,138,426
							利息の支払	501,913	未払利息	1,058

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
(ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 〔 自平成22年1月1日 至平成22年12月31日 〕		当事業年度 〔 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日 〕	
1株当たり純資産額	1,400,339.73円	1株当たり純資産額	1,541,863.65円
1株当たり当期純利益	355,058.76円	1株当たり当期純利益	141,523.33円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自平成22年1月1日 至平成22年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成23年1月1日 至平成23年12月31日 〕
当期純利益(千円)	710,118	283,046

普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	710,118	283,046
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。	同左

（重要な後発事象）

前事業年度 〔 自平成22年1月1日 〕 〔 至平成22年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成23年1月1日 〕 〔 至平成23年12月31日 〕
該当ありません。	同左

[次へ](#)

中間財務書類

管理会社の経理状況において、当中間会計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第76条第4項本文の適用により、管理会社BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの中間財務書類を掲げております。

- （１）管理会社の中間財務書類（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）は、中間財務諸表等規則第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- （２）管理会社は、当中間会計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）の中間財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けておりません。

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)	
第34期中間会計期末 (平成24年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
預金	2,540,730
未収委託者報酬	327,921
前払販売関連費用	15,283,075
未収入金	1,318,665
その他流動資産	48,115
流動資産計	19,518,506
資産合計	19,518,506
負債の部	
流動負債	
未払費用	1,018,183
未払金	1,641,441
流動負債計	2,659,624
固定負債	
長期借入金	13,505,440
固定負債計	13,505,440
負債合計	16,165,064
純資産の部	
株主資本	
資本金	246
資本剰余金	
その他資本剰余金	1,193,830

利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,159,366
純資産合計	3,353,442
負債・純資産合計	19,518,506

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

	第34期中間会計期間 （自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日）
営業収益	
委託者報酬	2,047,688
販売管理報酬等	6,274,438
営業収益計	8,322,126
営業費用	
支払手数料	2,002,828
販売関連費用	5,604,028
営業費用計	7,606,856
一般管理費	
諸経費	4,486
一般管理費計	4,486
営業利益	710,784
営業外収益	
受取利息	1,097
営業外収益計	1,097
営業外費用	
支払利息	288,059
為替差損	4,919
営業外費用計	292,978
経常利益	418,903
特別損失	
前払販売関連費用追加償却費	149,187
税引前中間純利益	269,716
中間純利益	269,716

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第34期中間会計期間
--	------------

（自 平成24年1月1日
至 平成24年6月30日）

株主資本

資本金

前期末残高 246

当中間期変動額 —

当中間期末残高 246

資本剰余金

その他資本剰余金

前期末残高 1,193,830

当中間期変動額 —

当中間期末残高 1,193,830

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

前期末残高 1,889,650

当中間期変動額

中間純利益 269,716

当中間期変動額合計 269,716

当中間期末残高 2,159,366

株主資本合計

前期末残高 3,083,727

当中間期変動額

当中間純利益 269,716

当中間期変動額合計 269,716

当中間期末残高 3,353,443

純資産合計

前期末残高 2,800,680

当中間期変動額

中間純利益 269,716

当中間期変動額合計 269,716

当中間期末残高 3,070,396

重要な会計方針

項目	第34期中間会計期間 〔 自平成24年1月1日 至平成24年6月30日 〕
1. デリバティブ等の 評価基準及び評価方法	(1) 時価法

2. 前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。
----------------------	---

注記事項

（貸借対照表関係）

第34期中間会計期間 〔 至平成24年 6 月30日 〕	
1. 関係会社に対するもの	
預金	2,540,730 千円
未払費用	1,018,183 千円
長期借入金	13,505,440 千円

（損益計算書関係）

第34期中間会計期間 〔 自平成24年 1 月 1 日 至平成24年 6 月30日 〕	
1. 関係会社との取引に係るもの	
支払手数料	2,002,828 千円
受取利息	1,097 千円
為替差損	4,919 千円
支払利息	288,059 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間（自平成24年 1 月 1 日 至平成24年 6 月30日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000
優先株式（株）	1,000	—	—	1,000

（金融商品の状況に関する事項）

当事業年度（平成24年 6 月30日現在）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。なお、先物為替予約は毎月末に契約を締結しているため、期末日の時価は零になっております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変更することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年6月30日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,540,730	2,540,730	—
(2) 未収委託者報酬	327,921	327,921	—
(3) 未収入金	1,318,665	1,318,665	—
(4) その他流動資産	48,115	48,115	—
資産計	4,235,431	4,235,431	—
(1) 未払金	1,641,441	1,641,441	—
(2) 未払費用	1,018,183	1,018,183	—
(3) 長期借入金	13,505,440	13,505,440	—
負債計	16,165,064	16,165,064	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金 (4) その他流動資産

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

（１）未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（２）未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（３）長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,540,730			
未収委託者報酬	327,921			
未収入金	1,318,665			
その他流動資産	48,115			
合 計	4,235,431			

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,008,440	3,008,440	3,008,440	2,528,629	911,854	1,039,537
合 計	3,008,440	3,008,440	3,008,440	2,528,629	911,854	1,039,537

（デリバティブ取引関係）

1. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	第34期中間会計期間末 (平成24年6月30日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 イギリスポンド USドル	398,696 405,337	— —	— —
合計		804,033	—	—

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自平成24年１月１日 至平成24年６月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,047,688	6,274,438	8,322,126

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の９０％超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の１０％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日改正分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第34期中間会計期間 〔 自平成24年１月１日 至平成24年６月30日 〕	
１株当たり純資産額	1,676,720.78円

1株当たり中間純利益 134,858.46円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第34期中間会計期間 自平成24年1月1日 至平成24年6月30日
中間純利益（千円）	269,716
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	269,716
期中平均株式数	2,000
うち、普通株式	1,000
うち、普通株式と同等の株式：優先株式	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「**関係当事者**」といいます。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがあります。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれます。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想されます。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなります。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとします。異なる顧客（ファンドを含みます。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性があります。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証します。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができます。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができます。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができます。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができます。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「**関連当事者**」といいます。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができますが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされません。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負いません。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされません。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができますが、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められません。ただし、上記（a）乃至（c）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等

に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして実行され、かつ、以下に従うものとし、

- (i) 独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- (ii) 該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- (iii) 上記(i)または(ii)に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- (d) 関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができます。
- (e) 関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができます。
- (f) 関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含みます。）を提供せしめることができます。関連当事者は通常利息を認めますが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとします。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更されます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「MIHC」といいます。）が保有していました。その後MIHCは解散し、この解散に伴い、その当時MIHCの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」といいます。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くMIHCの資産および負債をすべて引受けました。

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」といいます。）に提供しました。管理会社のすべての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はMOICの完全子会社となりました。

(3) 出資の状況

該当はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

① 資本金の額

2012年8月末日現在、受託会社の資本金の額は、51,456,589米ドル（約39億9,303万円）です。

（注）米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成24年9月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.60円）によります。

② 事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けています。

（2）SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

① 資本金の額

2012年3月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約90億3,708万円）です。

（注）ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成24年9月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝100.24円）によります。

② 事業の内容

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行です。

（3）BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

① 資本金の額

2012年9月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円です。

② 事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

（4）ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー（「**副投資運用会社**」）

① 資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は公開されていません。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2011年12月末日現在における資本金の額は334億1,700万米ドル（約2兆5,932億円）です。

② 事業の内容

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されています。

（5）SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」）

① 資本金の額

2012年9月末日現在、資本金の額は、100億円です。

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、SMBC日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。

（2）SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

（3）BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

（4）ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドの副投資運用業務を行います。

（5）SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」）

代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

（1）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

該当事項はありません。

（2）SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、SMBC日興証券株式会社の100%子会社です。

（3）BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社です。

（4）ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社です。

（5）SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」）

SMBC日興証券株式会社は、SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の株式の100%を保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で

行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ii）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（iii）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ii）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない。かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（iii）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

（a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対

し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2012年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2012年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説

明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に

従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMA

は投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - （c）第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出す

ること

- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15 (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任された者が、

- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免

許を取り消すことができる。

（a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合

（b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

（a）規制投資信託

（b）免許投資信託管理者

（c）規制投資信託であった人物、または

（d）免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1（a）項から9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

（a）9.1（a）項から9.1（d）項に規定された人物の債権者会議に出席すること

（b）仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること

（c）当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

（a）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

（b）それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること

（c）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

（d）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

（e）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、

以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資家が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に

問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2012年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）、7項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法（2012年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I

MAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載

される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること

- (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）および第4条（6）に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の (x x ii)、(x x iii) および (x x iv) に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (x x i) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
 - (x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
 - (x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

（C）ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成23年10月21日 有価証券届出書

平成23年10月26日 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「営業日」または 「ファンド営業日」	ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「英文目論見書」	ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足されます。
「円」または「¥」	日本の法定通貨をいいます。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいいます。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいいます。
「買戻日」	各営業日またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「管理会社」	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいいます。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としてのSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社をいいます。
「管理事務代行契約」	2011年10月18日に受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することによる管理事務代行契約をいい、適宜変更または補足されます。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法をいいます。
「クラスA受益証券」	資産形成型クラスA受益証券および／または実績分配型クラスA受益証券をいいます。

「資産形成型クラスA受益証券」	円建てで「資産形成型クラスA受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、年単位で決定されるものをいいます。
「実績分配型クラスA受益証券」	円建てで「実績分配型クラスA受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、毎月単位で決定されるものをいいます。
「クラスB受益証券」	ファンドの資産形成型クラスB受益証券および／または実績分配型クラスB受益証券をいいます。
「資産形成型クラスB受益証券」	円建てで「資産形成型クラスB受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、年単位で決定されるものをいいます。
「実績分配型クラスB受益証券」	円建てで「実績分配型クラスB受益証券」と指定される受益証券であり、分配については（もしあれば）、毎月単位で決定されるものをいいます。
「日本における営業日」	日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除きます。）をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含みます。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいいます。文脈上別段の解釈が必要な場合を除いて、「 受益証券 」という表現は、すべてのクラスの受益証券を含みます。
「受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいいます。
「受託会社」	トラストの受託者としてのCIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。
「純資産総額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいいます。
「CDSC」	条件付後払申込手数料をいいます。
「シリーズ・トラスト」および「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書および2011年10月13日付のファンドに係る補足信託証書に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、メロン・オフショア・ファンズ - 日興BNYメロン新興国中小型株式ファンドをいいます。

「新興国市場」	MSC I エマージング・マーケット・インデックスおよび／またはMSC I フロンティア・インデックスに含まれている国をいいます。
「当初払込日」または「設定日」	2011年11月29日、または受益証券のクラスに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「代行協会員」	ファンドの代行協会員としてのSMBC日興証券株式会社をいいます。
「適格投資家」	以下の（i）から（iv）に該当しない自然人、法人もしくは法主体をいいます。 （i）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ii）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除きます）、（iii）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（iv）上記（i）から（iii）に規定される者、法人もしくは法主体のカストディアン、名義人もしくは受託者。
「転換日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「転換通知書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる転換通知書をいいます。
「投資対象」	世界のいずれかの国、州もしくは地域に所在する個人、機関（法人化されているか否かを問いません。）、ファンド、トラスト、政府もしくは政府機関が発行した持分、株式、社債、不特定額面社債、ワラント、転換社債、貸株、契約型投資信託の受益証券もしくは補助受益証券、パートナーシップの持分、オプションもしくは先渡契約、通貨もしくは金利スワップ、通貨先渡契約、レポ取引および逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、債券、コマーシャル・ペーパーまたはすべての種類の有価証券（デリバティブを含みます。）または借入金（もしくはこれにかかるパーティシペーション）、会社型投資信託もしくは同様のスキームへの加入、ならびに金融市場利益を獲得する短期投資もしくは預金（定期預金、銀行引受手形その他銀行に対する債券を含みますが、これらに限られませんが。）をいいます。
「投資運用会社」	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいいます。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間で締結された2011年10月13日付投資運用契約をいいます。

「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるメロン・オフショア・ファンズをいいます。
「取引日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「販売会社」	受益証券の販売会社であるSMB C日興証券株式会社をいいます。
「1口当たり純資産価格」	クラス受益証券に関して、当該受益証券のクラスに帰属する純資産総額を評価時に発行済の当該受益証券のクラス受益証券の口数で除して算出される額をいいます。
「評価日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「Pノート」	銀行または証券会社が発行する利益参加証券で、特定の前資産である株式、債券、通貨または市場のリターンに連動するよう設計されたものをいいます。
「ファンド決議」	あるファンドの発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会において当該ファンドの受益証券口数の過半数を保有する受益者により可決された決議をいいます。
「副投資運用会社」	ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーをいいます。
「副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社との間で締結された2011年10月18日付副投資運用契約をいいます。
「分配期間」	前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「分配基準日」	（i）資産形成型クラス受益証券に関しては、毎年5月15日もしくは当該日が営業日ではない場合には、翌営業日、（ii）実績分配型クラス受益証券に関しては、毎月15暦日もしくは当該日が営業日ではない場合には、翌営業日、または管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「分配日」	各分配基準日の後4ファンド営業日目の日またはファンドもしくは受益証券のいずれかのクラスに関し管理会社が適宜決定することのできるその他の日をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。

「米ドル」 または「US\$」	米国の法定通貨であるドルをいいます。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格におけるSMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいいます。
「保管契約」	2011年10月18日に受託会社と保管会社との間で締結された2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することによる保管契約をいい、適宜変更または補足されます。

独立監査人報告書**メロン・オフショア・ファンズー日興BNYメロン新興国中小型株式ファンドの受益者各位**

我々は、2012年5月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2011年10月13日（設立日）から2012年5月31日までの期間に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る、メロン・オフショア・ファンズー日興BNYメロン新興国中小型株式ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、受託会社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2012年5月31日現在のシリーズ・トラストの財政状態ならびに2011年10月13日（設立日）から2012年5月31日までの期間に関する運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
2012年10月19日
ケイマン諸島

Independent Auditor ' s Report

To the Unitholders of Mellon Offshore Funds - Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - Nikko BNY Mellon Emerging Markets Mid-Small Cap Equity Fund (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 May 2012, and the statement of operations and changes in net assets for the period from 13 October 2011 (inception date) to 31 May 2012, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Trustee for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor ' s Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at 31 May 2012, and the results of its operations and changes in its net asset for the period from 13 October 2011 (inception date) to 31 May 2012 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
19 October 2012
Cayman Islands

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年7月2日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 安 藤 通 教 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月11日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 安藤 通 教 ⑩

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。